

平成 28 年 9 月

江南市議会総務委員会会議録

9月13日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

平成28年9月13日〔火曜日〕午前9時00分開議

本日の会議に付した案件

議案第64号 江南市手数料条例の一部改正について

のうち

総務部

の所管に属する事項

議案第65号 江南市議会の議員及び江南市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

議案第66号 江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について

議案第86号 (仮称)江南市新体育館建設(建築)工事請負契約の締結について

議案第87号 (仮称)江南市新体育館建設(電気設備)工事請負契約の締結について

議案第88号 (仮称)江南市新体育館建設(管)工事請負契約の締結について

議案第89号 (仮称)江南市新体育館建設(空調)工事請負契約の締結について

議案第90号 高規格救急自動車売買契約の締結について

議案第91号 平成28年度江南市一般会計補正予算(第3号)

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入歳出

市長政策室

の所管に属する歳出

第3条 地方債の補正

議案第96号 平成27年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

危機管理室

市長政策室
総務部
会計管理者の補助組織
消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

行政視察について

常任委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（8名）

委員長	山登志浩君	副委員長	幅章郎君
委員	鈴木貢君	委員	尾関健治君
委員	宮地友治君	委員	伊神克寿君
委員	掛布まち子君	委員	安部政徳君

欠席委員（0名）

委員外議員（6名）

議員	森ケイ子君	議員	牧野圭佑君
議員	伊藤吉弘君	議員	藤岡和俊君
議員	尾関昭君	議員	中野裕二君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	栗本浩一君	議事課長	高田裕子君
主査	長谷川崇君	主事	前田裕地君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長

	小 塚 昌 宏 君
市長政策室長	片 野 富 男 君
総務部長	村 井 篤 君
消防長	小 島 孝 修 君

防災安全課主幹	松 本 幸 司 君
---------	-----------

地方創生推進課長兼地域情報センター所長

	坪 内 俊 宣 君
地方創生推進課主幹	浅 野 武 道 君
地方創生推進課副主幹	稲 波 克 純 君

秘書政策課長	松 本 朋 彦 君
秘書政策課主幹	河 田 正 広 君
秘書政策課副主幹	間 宮 徹 君
秘書政策課副主幹	酒 井 博 久 君

行政経営課長	村 瀬 正 臣 君
行政経営課主幹	平 松 幸 夫 君
行政経営課副主幹	梶 田 博 志 君

税務課長	本 多 弘 樹 君
税務課主幹	須 賀 博 昭 君

収納課長	村 田 いづみ 君
収納課主幹	金 川 英 樹 君

総務課長	古 田 義 幸 君
総務課主幹	安 達 則 行 君

総務課副主幹	三 輪 崇 志 君
総務課副主幹	横 山 敦 也 君
会計管理者兼会計課長	大 倉 由美子 君
会計課副主幹	春日井 真由美 君
監査委員事務局長	伊 藤 幸 実 君
総務予防課長	谷 宣 夫 君
総務予防課統括幹	高 島 勝 則 君
総務予防課主幹	杉 本 恭 伸 君
総務予防課副主幹	日下部 匡 彦 君
消防署長	長谷川 久 昇 君
消防署東分署長	斉 木 寿 男 君
消防署主幹	広 瀬 政 利 君
消防署主幹	森 山 和 人 君
消防署主幹	上 田 修 司 君

○委員長 皆様、おはようございます。

ただいまから総務委員会を開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回は決算認定についても審査をいたします。来年度の予算編成ですとか事務事業へ反映させていくためにも、ぜひ皆様から活発な質疑のほど、よろしくお願いいたします。

大変厳しい残暑がまだ続いておりますので、この委員会におきましてもクールビズを可として進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、当局から市長さんが出席でありますので、御挨拶をお願いいたします。

○市長 皆さん、おはようございます。

去る8月31日に9月定例会が開会をされて以来、連日終始、慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件であります。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 どうもありがとうございました。

本日の委員会の日程であります。付託されております議案第64号 江南市手数料条例の一部改正についてを初めとしまして10議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会も開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速これより議事に入りたいと思います。

審査の順序につきましては、付託順により行います。

委員会での発言につきましては、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑、答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言してください。

いますよう、議事運営に御協力をお願いいたします。

また、委員外議員の発言の取り扱いにつきましては、会議規則第117条第2項において、委員会は委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

なお、当局の職員の皆様に申し上げますが、主幹、副主幹の皆様につきましては、それぞれ担当の議案のときに出席をしていただいて、その間は退席いただいても構いませんので、どうぞよろしくをお願いいたします。

議案第64号 江南市手数料条例の一部改正について
のうち
総務部
の所管に属する事項

○委員長　それでは、最初に議案第64号 江南市手数料条例の一部改正についてのうち、総務部の所管に属する事項を議題といたします。

なお、審査方法であります。各手数料の所管課ごとに審査したいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、最初に総務部税務課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○税務課長　それでは、議案書の8ページをお願いしたいと思います。

議案第64号 江南市手数料条例の一部改正についてのうち、税務課所管の部分につきまして御説明を申し上げますので、はねていただきまして、議案書の10ページをお願いしたいと思います。

別表第3条関係の1. 総務関係のうち、所得等に関する証明、営業に関する証明、土地及び家屋に関する証明及び納税証明につきましては、1枚「200円」を「300円」に改め、その下にございます課税に関する公簿及び図面の閲覧につきましては、1枚「100円」を「150円」に改めるものでござい

ます。以上でございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　きのうの本会議の質疑を聞いていまして、要するに1.5倍を改正の上限倍率として、市が考える100%の受益者負担率まで激変緩和でもって3段階で上げていくと。その3段階刻みで上げていく上限倍率が1.5倍というふうに理解をしたわけですけれども、きのうの話では、もう既に一遍に1.5倍に上げて200円から300円ということで、1.5倍に上げるということは、そういう激変緩和とか考えないで、何か機械的に1.5倍にしたように思えたんですけれども、どういうことでしょうか。説明をもうちょっとしていただきたいなと思いますけど。

○委員長　暫時休憩します。

午前9時07分　休　憩

午前9時07分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

今、掛布委員より質問がございましたけれども、全体的な問題でありますので、後ほど行政経営課での審査の折に質問していただきたいと思っておりますので、今は税務課ですので、この税務課の内容に限っての質問ということでお願いしたいと思います。ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　続きまして、行政経営課について審査いたします。

暫時休憩します。

午前9時08分　休　憩

午前9時08分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

行政経営課について審査をいたします。

当局より補足説明がありましたら、お願いをいたします。

○行政経営課長　議案第64号　江南市手数料条例の一部改正についてのうち、行政経営課所管の部分について御説明いたしますので、議案書の12ページを

お願いします。

別表7. その他一般のうち、諸願届書に対する奥書又は証明、その他市長の認める諸証明又は文書で事実を認証するもので、具体的には農地関係証明、市街化区域証明、市道認定証明などについて、1枚「200円」を「300円」に改めるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 先ほど12ページのその他のところで、諸願届書に対する奥書又は証明ということで、具体的には農地関係とかと言われたんですけど、もうちょっと詳しく、私も何だろかなあと、知らないなあとと思って聞いていたんですけど、もうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○行政経営課長 諸願届書に対する奥書というのは、申請者の方がいろいろ例えば農地の証明を自分で直筆したものに対して、市が上記に相違ないことを証明するとかというような証明の関係のものでございます。

○委員長 ほかにございますか。

○掛布委員 先ほど税務課のところで言いかけたことなんですけれども、市が考える受益者負担率100%を平成39年4月に到達するという目標で、上限倍率を1.5倍として3段階で上げていくということなんですけれども、昨日の本会議での質疑でいくと、もう既に最初から今回で満額というんですか300円にすることで、受益者負担率100%に到達しているという答弁だったんですけども、それというと激変緩和措置というのはなしで、一気に上げちゃうということですか。何か当初の説明と違うような気がするんですけども。

○行政経営課長 まず、表の経費については、全ての証明に関する部分のトータルを出しています。今回、証明でお示ししましたのは、当然、件数が少ないものについては非常に高い単価を証明の料金で取ることになりますので、それはふさわしくないということで、現在も200円で整理をさせていただいていますので、証明件数の多い市民サービス課と税務課の証明に合わせていくのが妥当だろうと。当然その2つは件数が多いもんですから、自然と料金的には下がるものですから、そちらのほうの平均単価を示しております。

また、激変緩和で1.5倍になるということなんですけど、例えば閲覧料なんかは今回150円で整理をさせていただいておりますが、若干もう少しの経費がかかっておりますので、次回では少し金額が上昇するというような見込みでございますので、そういった閲覧手数料なんかは、こちらのほうの激変緩和を措置しているというものでございます。

○掛布委員　　そうすると、今回でもう既に満額といいますか住民負担率100%に到達している、到達していないのは住民基本台帳の閲覧と農地台帳の閲覧ぐらいで、あとは一気にこれで受益者負担率100%になっているよという、そういうことなんですか。

○行政経営課長　　税務課と市民サービス課の証明に関しては、そういった考えです。ただ、ほかの諸証明については、当然さっき言ったように、1回発行するのに、経費を換算すると、件数が少ないもんですから高い経費がかかっておりますので、それについては満額には達しておりませんが、ただ市として、そういった高い証明の料金を取るのは今現在もしておりませんので、その他の部分の証明については税務課と市民サービス課の発行する証明の単価に合わせていくということですので、証明書としては現在の、今、掛布委員がおっしゃったように、300円で1.5倍のところの受益者負担の満額に達しているという御理解でいいと思います。

○掛布委員　　別に一気に上げなくても、例えば当初示された3段階で激変緩和で、市の考える受益者負担率100%まで順次上げていくということだったら、200円を例えば220円とか、250円とか、そういう上げ方でもよかったんじゃないでしょうか。

○行政経営課長　　今回は、平成39年4月に向けて負担いただく部分を100%にしていきたいという考えで倍率を考えておりますので、それを割り返すというか計算していくと1.5倍になりますので、今回は200円を300円にさせていただいているものでございます。

○掛布委員　　もう1つ、人件費を手数料の算定の原価の中にも含める考え方ですけれども、ごめんなさい、ちょっと声が出ないもんですから。

きのう本当に初めて、そういうことなのかとわかったんですけど、直接発行にかかわっている臨時・パートの職員さんですとか、そういう人だけでは

なく、本庁の一般の正職員の分をそれぞれの手数料、証明とかいうのに、それぞれ割ってというか案分をして、それで手数料発行にかかわる部署については、その職員の人件費も手数料で見ていくというか、職員の人件費分を手数料で賄うという考え方ですけど、そうすると使用料・手数料がかかわっていない、手数料にかかわらない部署の職員の人件費と扱いが全然一貫性が無いと思うんですけど。

例えば秘書政策課なんかだと、全然そんな使用料・手数料と関係ない部署ですよ。そういうところというのは、いわゆる受益者負担を取るものがないところですよ。そういうところの職員の人件費の賄い方と使用料・手数料を持っているところの部署の人件費の賄い方で、全然考え方が違ってきちゃうと思うんですけど、そんなふうでいいんですかね。

○行政経営課長 人件費につきましては、先ほど掛布委員がおっしゃったように、証明に係る部分の人件費のみを今回は原価計算させていただいてまして、あくまでも手数料につきましては特定の者のためにする業務でございまして、特段、証明を発行する課と、しない課で扱いが違うというのはよくわかりませんが、別にそういうふうには考えておりません。

○掛布委員 例えば税務課とか手数料を発行する部分は、そこで受益者負担ということで取って、裏方にいる正職員の人件費分まで吹っかけているというか、それで取るという感じですね、受益者負担というので市民負担にかぶせているわけですけども、そうじゃない例えば秘書政策課の市の職員の人件費は、全額市民税とか、手数料も一般財源ですけど、いわゆる一般財源ですよ。部署によって市の職員の給料の負担の仕方に違いが出てきているという、何かこれは非常に問題だなと思うんですけど、理解できません。

○行政経営課長 その業務に従事していることであるものですから、余分には特に人件費はいただいておりませんので、同じような答弁になりますけれど、特に疑義を感じるようなやり方じゃないというふうには理解しておりますけど。

○委員長 暫時休憩します。

午前 9 時 19 分 休 憩

午前 9 時 20 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 そうでしたら、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時21分 休憩

午前9時21分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第64号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前9時22分 休憩

午前9時22分 開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

議案第65号 江南市議会の議員及び江南市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

○委員長 議案第65号 江南市議会の議員及び江南市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○総務課長 議案第65号につきまして御説明申し上げますので、議案書の13ページをお願いいたします。

平成28年議案第65号 江南市議会の議員及び江南市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてでござ

います。

はねていただきまして、14ページには江南市議会の議員及び江南市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）を、15ページには新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長　　そうしましたら、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　　そんなに大したことじゃないんですけど、これで、この改正によって市の負担する選挙費用というのは、4年に1回ですけれども、どれほどふえるのかということをお教えください。これは全然、市の全くの負担ですよ。よそから補填されることはないですよ。

○総務課長　　まず、全て江南市の一般財源で賄っております。

それから、金額のアップにつきましては、率で申し上げますと約2.5%ほどアップいたします。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○伊神委員　　今、ポスターのほうも両方ということでもちょっと質問しますが、議案第65号と第66号とほとんど同じと思うんですけども、このポスターの作成単価というのは、これは江南市独自の単価ですか、それとも全国一斉というか、どういう単位になっていますか。

○総務課長　　国のほうの単価が示されておりますので、それに準拠しております。

○伊神委員　　この単価ですけれども、今、ポスターのほう、作成単価525円6銭という単価ですが、私、この6銭とか、あと議案第66号にも出てきますけれども、7円30銭とか、こういう銭という単位ね、これは現在は使われておりませんので、これをこういうので使ってというのは、改正のときに、せめて1円単位にすべきではないかと。現在ない何銭という銭を平気でこうして公の場で使って、どうも私はここが納得いかないんですが、これは1円単位というふうに、そういうふうに直すということはできないものなんですか。

○総務課長　　先ほども申し上げましたが、国のほうから示された単価を使っておりまして、愛知県もこの単価を使っておりますし、愛知県内の各市町村

ほとんどこの単価を使っておりますので、申しわけありません、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

- 伊神委員　全国的に使っておるということで仕方ないということですが、どこかの修正する箇所があったら、絶対この錢というのを使わないように、どこかで提案してほしいと思いますね。なかなか難しいと思いますが、どうもいけないな。

それともう1つ、16ページの第4条第2項のところから、ポスターの作成に係る公費の支払からずうっとこの文章、句読点が、最後まで一つの、丸まで最後まで来ておるんですね。何回読んでも理解しにくいんですけど、もうちょっとどこかで区切って箇条書きにするとか、わかるように何とかならない文章なんですか。全部続いて、これで丸で一つということですから、読んでおってもこんがらがってさっぱり頭に入らんですけど、もうちょっと箇条書きに、3段とか4つに分けるとかできないものですか。

- 総務課長　こちらのほうの条例の案につきましても、一応国のほうのを参考にいたしまして、あと県のほうも参考にいたしております。今後、その辺のことも考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- 委員長　条文がわかりにくということですね。

ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　そうしましたら、これをもちまして質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午前9時28分　休　憩

午前9時28分　開　議

- 委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第65号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

**議案第66号 江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する
条例の一部改正について**

○委員長 引き続きまして、議案第66号 江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長 議案第66号につきまして御説明申し上げますので、議案書18ページをお願いいたします。

平成28年議案第66号 江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、19ページには江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）を、20ページには新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○鈴木委員 選挙の際、枚数が発行されると思うんで、参考までに。これは何万枚だと思うもんですから。どんな格好で発行されてくるのか、教えてください。

○総務課長 ビラのほうの枚数でございますが、1万6,000枚になります。大きさにつきましては、A4サイズで両面で、あと色刷りも可能となっております。

○鈴木委員 これは回数でいうと、回数の制限はございますか。

○総務課長 1万6,000枚までということになっておりますので、それを小分けにさせていただいてもよろしいと思います。

○鈴木委員 そうすると、1万6,000枚以内の範囲であれば、例えて言うなら、8,000枚を2回に分けても、費用の中でやれば、それはいいということですね。

○総務課長 そのとおりでございます。

○委員長 そのほかございませんか。

○掛布委員 要するに、1万6,000枚というのはどこで決まってきた枚数か。ちょっと議案と関係ないんですけど。

それと、例えば単価の上限が7円51銭ということなんですけど、それよりもっと低い単価で印刷できた場合、1万6,000枚掛ける7円51銭というのが限度額という考え方でいくと、もっとたくさん印刷できるというふうに考えられることもできるんですけど、安く上げてたくさん印刷するという、そういうことはできるわけですか。

○総務課長 まず、最初の御質問ですが、公職選挙法のほうで1万6,000枚と規定されております。

2つ目の質問のほうですが、枚数につきましては1万6,000枚となっておりますので、安くできたとしても、それより多くはできません。よろしくお願ひします。

○委員長 たしか証紙を張らなきゃいけないんじゃないですかね。
ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑もこれで尽きたようでありますから、質疑を終結させていただきます。

暫時休憩します。

午前9時32分 休 憩

午前9時32分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第66号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第86号 (仮称) 江南市新体育館建設(建築) 工事請負契約の締結について

議案第87号 (仮称) 江南市新体育館建設(電気設備) 工事請負契約

の締結について

議案第88号 (仮称) 江南市新体育館建設(管) 工事請負契約の締結
について

議案第89号 (仮称) 江南市新体育館建設(空調) 工事請負契約の締
結について

○委員長 引き続きまして、議案第86号 (仮称) 江南市新体育館建設(建
築) 工事請負契約の締結についてを議題といたしたいと思いますが、議案第
87号 (仮称) 江南市新体育館建設(電気設備) 工事請負契約の締結につい
て、さらに議案第88号 (仮称) 江南市新体育館建設(管) 工事請負契約の
締結について及び議案第89号 (仮称) 江南市新体育館建設(空調) 工事請
負契約の締結については、それぞれ関連性がございますから、一括して審査
をしたいというふうに思っておりますが、皆さんいかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○掛布委員 入札結果調書を、きのう一生懸命打ち出したのころっと忘れ
て、全部置いてきてしまったので、ほかの方は用意されているかもしれない
んですけれども、非常にえっと驚くような入札結果調書なので、ぜひ審議の
前に、用意してもらっているのがあれば、委員の分、配付していただけない
かと思うんですけど。

○委員長 暫時休憩します。

午前9時36分 休 憩

午前9時41分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前にちょっとお諮りしましたが、関連性があるということで、議案第
86号から議案第89号については一括で審査させていただきます。

当局のほうから補足説明がありましたら、お願いいたします。

○総務課長 議案第86号から議案第89号につきまして御説明申し上げますの
で、議案書144ページをお願いいたします。

平成28年議案第86号 (仮称) 江南市新体育館建設(建築) 工事請負契約
の締結についてでございます。

はねていただきまして、145ページには参考資料といたしまして仮契約書を掲載させていただいております。

はねていただきまして、151ページをお願いいたします。

平成28年議案第87号（仮称）江南市新体育館建設（電気設備）工事請負契約の締結についてでございます。

はねていただきまして、152ページに参考資料といたしまして仮契約書を掲載させていただいております。

はねていただきまして、158ページをお願いいたします。

平成28年議案第88号（仮称）江南市新体育館建設（管）工事請負契約の締結についてでございます。

はねていただきまして、159ページには参考資料といたしまして仮契約書を掲載させていただいております。

はねていただきまして、165ページをお願いいたします。

平成28年議案第89号（仮称）江南市新体育館建設（空調）工事請負契約の締結についてでございます。

はねていただきまして、166ページには参考資料といたしまして仮契約書を掲載させていただいております。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○掛布委員　今、配っていただいた入札結果の調書ですけど、まず最初の体育館の本体の建築工事ですけれども、一般競争入札で応札した共同企業体が1者だけということで、江南市の一般競争入札のいろいろ定めた要綱か何かあると思うんですけども、こういう1者だけの応札でも、要件を満たしていれば、当然、予定価格は事前公開してあるわけだから、それより上に行くはずはないんで、1者だけでも、今回本当にぎりぎりなんですけれども、有効というか、そういう判定になるのかどうかということと、これを見て何か問題じゃないかとか、そういうことはなかったのかどうかということをお教えください。

○総務課長　一般競争入札でございますが、工事概要や入札参加資格を公告によりまして明らかにしております。入札に参加意欲のある者が入札に参加

できるもので、入札意欲のある者に入札機会を確保されておりますので、今回1者でありましたが、競争性は確保されておると考えております。

あと、1者になった理由といたしますか、これはあくまでも推測なんですけど、他の業者におきまして、企業体を組んで入札に参加する意欲、意思はあったと思うんですけど、積算した結果、採算が合わないために参加しなかったのではないかと考えております。

○掛布委員 本当に大きな工事で、江南市の業者が参加できないというのは困るなあということで、何とか共同企業体を組むのに、その中に江南市の業者が入っていけるように入札参加資格の要件のところ工夫していただきたいということをお願いしてはいたんですけど、これはどんな要件をつけられたわけでしょうか。

○総務課長 要件のほうですが、地域要件といたしまして、愛知県に主たる営業所または従たる営業所があり、江南市との契約営業所がある者ということにしております。

今回、企業体3者で建築のほうをやっておりますが、代表構成員と構成員というものがございまして、構成員のほうは2者になるんですけど、そのうちの1者は江南市内の者というふうに限定しております。

○委員長 ほかにございませんか。

○幅委員 関連でお聞きをしたいんですけども、私はこういった分野は専門ではないので何ともわからないところがあるんですけど、この予定価格というのは、市場の実情とか地場の事業者さんの実情というものをある程度ヒアリングというリサーチとかをして、要件というお話がありましたけれども、予定価格を積算するに当たって、そういったものへの一定の配慮とか、一定の枠というようなものを考慮して積算してあるのかということと、そういうことをすることはできないのかということをお尋ねしたいんですけど。

○総務課長 積算のほうにつきましては、愛知県のほうの公共建築工事積算単価表、あと国のほうの公共工事標準単価積算基準のほうを用いて積算しております。こちらのほうに単価等、歩掛かり等がないものにつきましては、物価資料ですとか見積もり、カタログを参考にして積算を行っております。

○幅委員 官と民の差ということなのかもしれないんですけど、市内の事業者さんのお話を聞くと、予定価格が低過ぎると。ぶっちゃけて言えば、1億円は足りんという話を実際にお聞きします。それが利益をどう見ているのかという話はあるんですけど、実態としては近いものなのかなあという感覚を持って御質問するんですけども、結局、今は地元の業者が入りにくいという結果だと思うんですね、これは。なぜかといえば低過ぎることと、このぐらいの規模になってくると、万が一赤になったときに、経営にかかわってくるということで、ぎりぎりに入札に応じる可能性はあっても、それからほとんど利益がない中で赤になったら丸ごとかぶらないかんということで、そういった心配もあってなかなか応札できないというのが私は地場の業者さんの実態じゃないのかなあと思うんですけども、その辺というのは役所としては把握する意思があるというか、把握するべきだというふうにお考えになってみえるのか、そもそも入札というのはそういう類いのものじゃないよという認識なのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○総務課長 積算につきましては、先ほどもお話ししたんですが、国や県のほうの歩掛かり単価に基づいて積算しておりますので、その都度その都度、地元の業者さん等にお聞きしてはやっておりません。

幅委員さんおっしゃるように、結果、非常に積算が厳しかったものですから、入札業者も1企業体でありましたし、落札率につきましても99%を超えるような結果になったのかなあと考えております。

○幅委員 この場で質問するのが適切かどうかわかりませんが、私としては、応札するのは民間なので、民間の実情というか、ましてや地元の事業者さんの実情、愛知県という単位でいけば、いろんな競争があるので、どうしても単価が低く見積もられるんじゃないのかなあと思うんです。ただ、江南市の税金でやることなので、一定の配慮というのはいないと、市民の皆さんの理解を得られないというふうに思う中で、そういった江南市役所としての体制、積算をぎりぎりする技術職の方も見えれば、そういった実情というか市場というものにアンテナを張って、そういうものの単価というか、そういうものの実情を技術職の皆さんにぎりぎり伝えて、その中で価格というものを江南市の事業者さんも応札できるようなレベルまで落としていくと

というような、本当に素人然として申し上げているんですけど、そういう技術職の方ばかりの積算ではなくて、いろんな角度から予定価格を決めていくプロセスというか、チェックというか、そういったものというのは、組織というか体制としてとれないものなんではないでしょうかね。

○総務課長 積算のほうにつきましては、先ほどお話ししましたが、国・県の歩掛かり単価のほうを使ってやっておりますが、今後、こういった物件等が出ましたときには、幅委員さんがおっしゃられたことも調査・研究してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○幅委員 素人然としていて申しわけないです。

ちょっと離れますが、ほかの工事については予定価格を随分下回る金額で多くの企業が入札に参加されているという、この資料を見ればわかるんですけども、建設工事と、ほかの工事との落差というか、この違いというのは、どうして生じたんですかね。積算ということでは、どの工事も根拠は一緒のはずなのに、この建設工事だけ予定価格が厳し過ぎて応札が1企業体しかないんだけど、あとのものについては、それなりにたくさんの企業が参加できる予定価格を設定できたという、この差はどこにあったんですかね。

○総務課長 今回、4本の建築、電気、管、空調の工事が出ておりますが、その中で特に空調工事の落札率につきましてはかなり低くなっております。空調工事につきましては、66.67%ということになっております。こちらのほうが安く積算できた理由としましては、これはあくまでも推測になりますが、設計金額の中の資材の価格が占める割合が大きいものですから、この工事だけでなしに、ほかの工事と、ほかの物件と大きなロットにして、材料等、資材等も発注することも可能であるため、安くなったのかなあというふうに考えております。

○幅委員 今おっしゃったようなことというのは、まさに市場の原理ですね。それがなぜ一番最初の建築には反映できてないのかということと、この4つを見比べると、積算の技術的なことでは、ちょっとまだらじゃないのかなと。ほかの予定価格についてももう少し、最初の工事と一緒に、ぎりぎりとした価格を予定価格としてなぜ積算できなかったのかなということになると、職員さんの人間的なことというようなどころも若干、要は本当の技術と

か業界とかのことをわかった方がひょっとして見えないのかなという結論が、この予定価格と応札の随分な価格差になってきているのかなあと、この資料を見ると読めてしまうんですけど、その辺についてはどういってお考えがありますか。

○総務課長 職員によって積算の設計金額が変わるとは考えておりません。どの技術職員が積算しても、若干の違いはあるかもしれませんが、同じような積算になると思っております。

あと、建築工事につきましては、空調工事等に比べて、先ほども申し上げましたが、資材、機材といいますか、そういった部分を占める割合が少なく、一般的には人工賃とか、コンクリートとか、そういったものの占める割合が多いものですから、若干、建築と空調工事は違うのかなと考えております。

○幅委員 本当に素人で申しわけないんですけど、全ての工事を一括して発注するということはあり得ないことなんですかね。

○総務課長 原則、建築工事におきましては、設備工事が300万円以上になった場合は本体工事から分離して発注するということで過去から決めてやらせていただいております。理由としましては、たくさんの業者に受注の機会を与えるということでやっております。

○委員長 ほかにございますか。

○伊神委員 ちょっと金額のことで、私も建設関係は全く素人でなんですけど、議案第87号の落札できなかった業者、2億3,632万円と、この金額で4者が全く同じ金額と。それからもう1個、議案第89号ですね、こちらのほうの13者たしかあるうちの6者が、これも2億1,224万円という金額で6者全く同じ、1万円とも変わらない金額ですが、こういうのはどういうふうに考えたらいいですか。

○総務課長 江南市におきましては、最低制限価格を予定価格の5分の4から3分の2に設定するということが契約規則のほうにうたわれております。今回の伊神委員さんがおっしゃられた案件につきましては、全て予定価格の5分の4の金額になっております。これもあくまでも推測ですけど、業者としましては落札の意欲ですね、どうしても仕事がしたいという意欲から、最低制限価格のほうを5分の4ぐらいだと考えて入札してきたと考えておりま

す。

○伊神委員 5分の4というと、金額がそろってくるわけですよ。でも、これに近いところで金額が1,000万円ぐらい違うところもありますけれども、これはその5分の4とか、そういうのに入らないんだけど、そういうのはどうやってやるんですか。

○総務課長 最低制限価格は、3分の2から5分の4ということで契約規則にうたわれておりますが、入札の段階におきましては公表はいたしておりませんので、業者はわからないもんですから、3分の2以下の札を入れますと失格になりますので、あとは業者の積算になるかと思えます。

○伊神委員 ということは、この6者と、あとの4者というのは、5分の4を狙ってたまたま一緒だったというふうに考えればいいんですか。

○総務課長 あくまでも推測ですが、そう考えております。

○掛布委員 当初から入札不調にならないようにというのがすごい心配だったんですけど、1者だけでも、本体工事ですね、応札で、予定価格ぎりぎりではありますけれども、落札した業者があったということは、よかったのか悪かったのか、とにかくどこもあらわれなかったら入札不調で全部やり直したので大変なことになってしまった中で、何とか1者だけ決まったということは、まずよかったのかなと思うんですけども、幅委員も言われましたように、非常に厳しい積算で業者も応札しているということなので、心配なのは下請がどうなるかという下請業者のいろんな単価ですね、それがちゃんと確保されるのかというところが心配なんですけど、市として下請業者が、どれだけ市内業者がこの建築本体の工事に入ってくるのかということは把握されているんでしょうか。

○総務課長 今後、契約が終わりますと業者のほうから、施工体制台帳というものがございまして、そちらで下請、どこの業者を下請に使うかということで、1次、2次、全て出してくることになっております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

総務委員の皆さんの質疑は、これでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 そうしましたら、委員外議員としまして尾関議員より発言の申し

出がありました、これを許可してもよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長 ちょっとお待ちください。

午前10時03分 休 憩

午前10時03分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務委員の皆さんの質疑はこれで終結をいたしまして、今、委員外議員として尾関議員より発言の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。

そうしましたら、尾関議員どうぞ。

○尾関（昭）議員 済みません、質問いたします。

入札方式で事後審査型とあるんですけど、事後審査型というのはどういう内容のものなんでしょうか。

○総務課長 事後審査型というのは、まず業者のほうに入札をしていただきます。それで、落札した業者のみの資格要件を確認するものが事後審査型ということになります。

○尾関（昭）議員 先ほど、1次下請、2次下請というのも入札の中に表記するという話だったんですけど、表記されるんですけど。

○総務課長 入札の段階では表記されません。入札が終わった後に施工体制台帳というものを提出することになっておりますので、そちらのほうに記載されております。

○尾関（昭）議員 そうすると、例えば下請業者に4,000万円以上の下請金額が存在したりすると、JVの構成員が、特定建設業がとれておるかどうかというチェックを行うとか、そういう細かい、法的に満たしているかとか、法的に満たした下請の方法をとっているかとかいうチェックを入れるということでしょうかね。

○総務課長 その辺の許可につきましては確認していきます。

○委員長 よろしいですかね、皆さん。

[挙手する者なし]

○委員長 そうしましたら、これで全体の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時05分 休 憩

午前10時06分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

採決につきましては、それぞれの議案ごとで行います。1つずつやります。
そうしましたら、まず議案第86号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第87号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

さらに引き続きまして、議案第88号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第89号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第90号 高規格救急自動車売買契約の締結について

○委員長 続きまして、議案第90号 高規格救急自動車売買契約の締結についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務予防課長　私のほうから、では議案第90号の説明をさせていただきます。

議案書168ページをお願いいたします。

高規格救急自動車売買契約の締結についてでございます。

はねていただきますと、参考資料としまして仮売買契約書を掲げてございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　この物品の購入の入札は、総務予防課のほうで取り扱って執行されたと思うんですけども、入札の参加業者にどこを選ぶかということは、どの段階で決まるのかということをお教えください。

○総務予防課長　平成28年4月13日に内定しまして、5月24日に交付申請しまして、6月2日に交付決定、6月8日に指名審査委員会で業者選定5者をさせていただきました。

○掛布委員　一般の工事じゃなくて、物品の購入の場合の指名審査委員会というのは、建築工事なんかの指名審査委員会のメンバーと全然違うわけですか。別の指名審査委員会、それぞれ消防関係は消防関係で、そういった指名審査委員会というのがあるわけでしょうか。

○総務予防課長　同じでございます。

○委員長　ほかにございますか。

○宮地委員　建築関係と一緒にかなということちょっと聞きたいんですけども、この高規格救急自動車ですか、これというのは一定の規格があって、それで入札されるのか、あるいは江南市独自の機材、私も専門用語はよくわからないんですけども、どういったものが車に載せられているというのを江南市独自でつくられて、それで予定価格ですか、そういうものを決められての入札をされたのかどうか、ちょっと聞きたいです。

○総務予防課長　この救急車は、救急救命士による高度な処置が行える資機材を積載しております。傷病者収容部分及び収納庫を拡大し、救急患者に走

行時の振動を与えないよう、緩衝装置のついた防振架台等も装備しております。救命士が使う資機材もちょっと特別なものがありまして、載せるのはどこの救急車でも同じでございます。

○宮地委員　どこでも今一緒ということで、でも載せる機材に対しての積算というのかな、これは職員でやられるのか、業者任せでやって、幾つかの業者からもらって、その平均価格でとってやるのか、ちょっとお聞きしたいです。職員でもしやられるのであれば、どういう資格があってやられるのか、積算を。医療関係にも関係してくるもので。

○総務予防課長　高規格救急自動車にありましては、積載医療機器ですと基準がございますので、頼むものは職員のほうが頼みますけれども、その基準に沿って載せております、発注を。

○宮地委員　その基準というのは、県、国、当然国だろうと思うんですけども。

○総務予防課長　今回更新します高規格救急自動車にありましては、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を使わせていただきますので、その基準に沿って積載させていただいております。防衛補助。

○委員長　よろしいでしょうかね。

○宮地委員　これは、今の補助金はどれだけ与えられるのか、全額なのか。

○総務予防課長　3分の2補助になります。基準額にありましては2,018万1,860円、それに対しまして3分の1でございますので、1,345万4,000円の補助になります。

○委員長　ほかにございませんか。

○掛布委員　これは予定価格は幾らであって、落札率というのは何%だったでしょうか。

○総務予防課長　予定価格にございましては、[※]3,052万9,444円でございます。落札価格、5者入札で2,814万4,800円で、落札率にありましては92.2%になります。

○委員長　ほかにございますか。

○伊神委員　今の高規格救急自動車を購入しなければならなくなった理由というのは、もうちょっと詳しく説明してください。なぜ買うかということで

※ 後刻訂正発言あり

す。

○総務予防課長　今回の高規格救急自動車にありましては、初年度登録が平成18年1月でありまして、平成29年1月をもちまして11年間使用したことになりますので更新に至りました。平成28年8月末現在では、走行距離としますと12万2,126キロになっております。

○伊神委員　別にこれは何年したらかえなさいというのは、規定とかそういうのはありますか。

○総務予防課長　高規格救急自動車の更新年数は10年となっておりますが、国や県での明確基準はないので、江南市独自の更新年数となっております。

○委員長　ほかにございますか。

○宮地委員　仮売買契約書の中の文面のことでちょっと、つまらないことかもしれないかもしれませんがお聞きいたします。

先ほどの体育館の仮契約書もそうだったんですけれども、5の納入場所からずうっと下へ行って、「この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。」書いてあるんですけれども、この契約書というのは、まだ仮売買契約書なのに、通常こういう、売買契約書というのはここでうたうものなのかどうかちょっとお聞きしたいです。

普通、契約書なら契約書とうたってもいいと思うんですけど、仮契約書というのがふさわしいんじゃないかなと。単純なんですけど、お聞きします。

○総務予防課長　このまま議決されますと、「仮」が取れるということになります。

○宮地委員　この「仮」は取れるということはわかるんですけど、この文面の、もう契約書と書いてあるんです。「この契約書は」と書いてあるので。これは仮契約書だから、仮売買契約書だから、ちょっとごめんなさい、ちょっとくだいな。

議会で議決を得れば、契約書として効力を発するという事はわかります。わかるけれども、その前に以前に「この契約書」と書いてあるので、どうかなと思って。

○委員長　暫時休憩します。

午前10時19分　休　憩

午前10時21分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の宮地委員の質疑に対しての答弁をまずお願いいたします。

○総務予防課長 仮売買契約書の日付の上に、この契約書は議会の議決を経た後、効力を生ずるものということで、ここで仮にしますと、もう一度正式に運ばないけなくなりますので、この契約書は議会の議決を得た後に効力を生ずるものではないかと思われませんが。

○宮地委員 言ってみれば、議決を得た後ということはよくわかりますけど、この文面はちょっとおかしいんじゃない。

ですから、言われることはよくわかるんです。これで結局、本契約になるということ、それを言ってみえるんですけれども、それはわかります。理解できます。この文面で私が理解できないので、これならこれで通すということであれば。

○委員長 暫時休憩します。

午前10時23分 休 憩

午前10時25分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今の質疑に対しての答弁をもう一度お願いします。

○総務予防課長 仮売買契約書でございますが、先ほど言いましたけれども、この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものということで、一応契約書でございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 ほかにございますか。

○鈴木委員 先ほどの伊神委員さんのほうからの質問と関連なんですけど、前の車が一応12万キロ走って、10年更新を目安にするよと。まず、基本的に今この高規格救急自動車というのは何台配備されていて、多分10年になってくると、これが毎年なのかわかりませんが、その付近の、この際ですので、こうした更新計画というのかな、どのような感じなのか、もしわかれば簡潔に教えてもらいたいんですけども。

○総務予防課長 現在、高規格救急自動車にございましては4台配備されております。平成26年10月31日改正の消防力の整備指針の中で、救急自動車の

人口に基づく配置基準は、人口10万人を超える市町村にあっては5台となっており、現在1台少ない状態となっております。

更新計画でございますが、平成28年度に1台、平成32年度に1台更新を予定しております。

○鈴木委員 毎年ではないということはよくわかったんですけども、結構金額が大きい。今ある4台というのは、今度また更新されて、また4台になるということだと理解するんです。それは全て高規格ということによろしいですか。

○総務予防課長 そのとおりでございます。

○鈴木委員 実は今、5台が本来望ましいというような話を聞きました。今回、12万キロを超えて、もう10年だから。それも高規格だったということですか、廃車する予定の救急車は。

○総務予防課長 そのとおりでございます。

○鈴木委員 ちょっとここで、さっき言ったように10年を超えたものを使ってはいかんと、こういう規定があれば、また話は別だと思えるんですけども、そのあたりの廃車後の取り扱いはどうなるのでしょうか。

○総務予防課長 更新後の高規格救急自動車の処分はどうなるかということでございますが、防衛補助を受ける関係から廃棄処分となります、今回の。

○鈴木委員 それはちょっと物を見ないとわからんと思うんですけど、もし5台が必要であるならば、今こういう救急ということについて、当然救急車があれば、それに対する体制も必要になってくるから、そう簡単にはいかんとは思いますが、そういったものを少しは、高規格ということであれば、それなりに何か活用できるのではないのかなということが今ちょっと思うところなんですけれども、そういった視点というのはどうなのでしょうか。ちょっと参考までにお聞かせください。

○総務予防課長 今回のに限りましては防衛補助ということで、防衛省のほうからも廃棄、車に防衛補助と載っておりますし、消すだけではだめだということですし、廃棄が前提で更新ということになっておりますので、今後、市のほうで買うやつにありましては、そのように考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○鈴木委員　過去の助成というか補助があるから、せっかく使えるものも廃棄しないことには更新できないと、そういう理屈に聞こえてくるんですけども、何かそこところが非常に割り切れないところがあるんですけども、本当にそういうような規定としてあるわけですね。廃車をしないと更新できないよと。それは防衛省の規定。それは本当に間違いないですね。

○総務予防課長　そのとおりでございます。

○鈴木委員　わかりました。そういうものであればいたし方がないというものの、せっかく使える高規格の救急車を、確かに老朽化とかあるかもしれないけれども、多少リニューアルすれば有効活用ができる、しかも200万円、300万円で買える車と違いますので、機能が少しもったいないという視点からすると、何かちょっとルールだからと、そういうふうでないとできないからということだけではちょっと割り切れない気がしますので、そこところはまた今後、勉強させてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長　この議案は契約の締結でありますので、入札のあり方ですとか適正性というものを中心に審査していただくものでありますので、大変いろんな御意見が出ましたが、そろそろこの案件については質疑を打ち切ってもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　大変恐縮でありますけれども、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時32分　休　憩

午前10時32分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第90号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時33分 休 憩

午前10時47分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第91号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入歳出

市長政策室

の所管に属する歳出

第3条 地方債の補正

○委員長 続きまして、議案第91号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第3号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、総務部の所管に属する歳入歳出、市長政策室の所管に属する歳出、第3条 地方債の補正を議題いたします。

なお、審査方法につきましては、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、市長政策室地方創生推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたら、よろしくお願いいたします。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長 地方創生推進課の所管いたします該当箇所について、最初に御案内いたします。

議案書の183ページ、184ページをお願いします。

歳出でございます。

表の最上段、地方創生推進費、ふるさと寄附事業でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 そうしましたら、質疑もないようですので、続いて秘書政

策課について審査します。

当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○秘書政策課長　それでは、秘書政策課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

歳出でございます。

議案書の183ページ、184ページをお願いいたします。

上から2段目、2款総務費、1項総務管理費、2目秘書政策費の布袋駅東複合公共施設基本計画策定事業でございます。

続きまして、別冊の平成28年度9月補正予算説明資料をお願いいたします。補正予算説明資料の9ページから10ページに事業概要を掲げております。

補足説明はございません。よろしく申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

○幅委員　1点だけ。私はこの事業は、ぜひ実現してほしいなあと思っているんですけども、それに際しては、一般質問でもずっと申し上げたPFIという手法が一番適しているんじゃないのかなあと私は個人的に考えているんですけども、この事業を委託するコンサルの方が見えると思うんですけど、そのコンサルはPFIという手法について、恐らくコンサルなんで相当な知見を持ってみえると思うんですけども、実際にPFIの手法を使った事業の実績があったりとか、PFIについて相当明るい方がいいなあと思っているんですけども、その点はどうですかね。

○秘書政策課長　契約につきましては、プロポーザルを実施いたしますので、そういったPFI等の非常に知見の有している業者さんを何者かリストアップしまして、プロポーザルで今回の事業提案を各者さんからいただきます。その中で、うちのほうで最も適していると判断させていただいた業者と契約させていただくこととなりますので、そのあたりは大丈夫かと思っております。

○幅委員　具体的なということは市でも初めてだと思うので、私としてはできるだけ早い段階から民間とネゴするようなスキームを提案してくれるようなコンサルの方がいいなあというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○委員長　ほかにございますか。

○掛布委員　布袋駅東のにぎわいの創出ということが事業の目的なんですけれども、駅前がにぎわっているというのはどういうことなのかなあというのがわからないんですけど。駅前がにぎわっている状態というのは、どのような状態ということで考えて事業を進めようとしているのかということをお教えください。

○秘書政策課長　にぎわいということでございますけど、現在の布袋駅の現状でいきますと、単なる乗降客さんが利用するだけの駅になっておりまして、その周辺にはいろいろな利用できるような施設がないものですから、そういったところに今回、公共施設を中心にして何らかの複合施設を建設することによりまして、まず人が集まる、そういったところに人が集まるということで、まちの活性化にもつながると考えております。ちょうど布袋駅につきましては鉄道高架も実施されますので、これまで駅の西と東が分断されていたんですけど、それが一体的に利用できるということで、利用価値が高まるのではないかと考えておりますので、そのあたりを今回の委託の中で考えていきたいなというふうに考えております。

○掛布委員　悲観的な見方がどうしても主になるので非常に難しいなあと思っています。というのは今の江南駅前でも、また布袋駅西でもそうなんですけれども、駐車場が非常に多い。にぎわいというか人が集まってくるという、あそこで人が集っていろいろ過ごせるような施設というのは、特に布袋駅西では全くない。だから、なぜ駅西がこういう状態に、わざわざ区画整理事業もやったのに、そういう状態になっているかというところをきちんと分析して、何がいけなかったのかということをした上で、じゃあ一体的にと言うんだけど、駅東のにぎわいを創出するという、じゃあ布袋駅西はどうするんだということをきちんと、今までの反省ですね、どこがいけなかったかという上でしないと非常に難しいかなあ。公共施設をつくるだけで、にぎわいは創出できないなと自分としては思っています。

実際、今、布袋駅は乗降客が通り過ぎるだけで、そこでとどまって、駅に来た人がついでにそこで何かやっていくと、お金を落としていくと、買い物をするとか集っていくという状態は全然ないですね。ちょっと考えたんです

けど、駅前だからこそその駅前のにぎわいというふうになっているんですけど、それは例えば、布袋駅に江南駅の他の地域の人が鉄道で来て、布袋駅でおりた人がそこで集えるという、そういうことが前提、だから布袋駅前なんであって、今の江南市の状態だと、布袋駅前で何かやろうと思ったって、そのほかの地域の人みんな車で来るわけですよ。布袋駅前なんだけど、みんな車で布袋駅前へ来ちゃうわけですよ。そしたら、布袋駅前に巨大な駐車場が必要になってしまうから、結局、畑の真ん中につくるのと同じことになってしまうと思うんですね。

だから、駅前というんだったら、鉄道を利用して布袋駅に来る人をふやさないと、布袋駅前のにぎわいというのは創出できないと。だから、江南市全体の問題だと思うんですね。だから、そう簡単にはいかないなあとと思っているんですけど、その点、どんなふうに見えてみえますか。

○秘書政策課長　委員おっしゃることはよくわかるんですけど、今の現状のまま、このままでいいというふうには考えていないところでありまして、今回、あそこの駅東の土地が、工場が撤退されるということで譲渡したいという意思があります。そういったところに、今、市のほうといたしましては、そこを購入して、何とか再開発といいますか、そういった形で事業を行いたいというふうを考えております。もしここで市が何も行わないのであれば、その土地が一般の民間業者さんに切り売りというか買われます。そういったところで、もしそこに1つの施設ができるとは考えにくいものですから、いろいろな各業者さんの思惑の入った、それこそ駐車場だけとか、どんな施設ができるかわかりませんが、そうなったときにもう後戻りできないものですから、それではなくて市としてはこのチャンスを逃すことなく、まず土地を購入することによって、どのような利用価値を高めることができるかということ、この調査の中で検討していきたいと思っております。

調査をする上におきましては、幾つかの民間業者さんにもコンサルのほうでいろいろ聞き取り調査等もやりまして、そこにどういった活用方法ができるかということも確認をさせていただきますので、その中で全くあそこには魅力がないよと、民間さんも全く参入する意思もないし、あそこにはだめだというような結論がひょっとしたら出るかもしれません。そういったときに

はまた再考する必要があるのではないかなあとと思いますけど、何らかの利用価値が認められるのであれば、市としてはその土地を購入して開発していきたいと思っておるところでございます。

- 掛布委員　だめという結論が出るかもしれないということなんですけど、ここまで市長の思い入れと公約でもって計画の調査費をつけてやり始めたんだから、計画をつくっていくコンサルタントとしても、だめだと思っても、だめという結論は出さないと思うんですね。そうしたときに、最後にかぶっていくのは、P F I でやったとしても、最終的にかぶっていくのは江南市ですから、本当に慎重に私としてはやっていただきたいなと思っています。今何かしないといけないという思いで、これを出されてきたのは十分理解するんですけども、そのように思います。

駅前なのに、そこに来る人がみんな車で来るという駅前ですから、施設をつくったとしても、施設の駐車場が同時に駅利用者の駐車場になってしまう可能性があるんですね。だから、本当に駅前に巨大な駐車場が出現するわけですよ。普通、駅といったら、公共交通で来て、そこでおける、それで徒歩で移動するというのが駅前なんですね、本来、それが駅前のにぎわいだと思うんですけど、江南市は残念ながら市全体がそうになってないから、駅前だっみんな車で来るから、施設をつくったその駐車場を駅利用者の駐車場にしないように厳重に管理しないと、施設の駐車場イコール駅利用者の駐車場になってしまいます。でも、駅利用者の駐車場が施設の駐車場と兼ねてなければ、駅に来る人が施設を使うというのはなかなか難しいと思うんですね。

だから、本当に厳しいと思うし、あと公共施設だけでにぎわいというのは難しいなあと。やっぱりお店ですね、商店、スーパーとか、そういう日用品、食料品を購入できるようなスーパー、毎日毎日人が来るという、たまに1週間に1回来るんじゃないくて、毎日毎日でも来るような、そういう施設がないと、なかなか難しいのかなあとと思います。

- 委員長　ほかにございませんか。

- 幅委員　ちょっと掛布さんが心配なことをおっしゃられたんで、私は楽観的なふうで応援したいなと思っているんですけど、これは駅東と書いてあるので駅西のことは余り触れたらどうかなあと思ったんですけど、東西が高架

でつながるので、先行事例なんかを参考に、駅の目の前の居住スペースと駅東の複合施設、ある意味では駅を真ん中にして一体的な開発の提案というのも、恐らくコンサルの方とか民間の事業者は想定をされると僕は前向きに考えたいと思っております。いろんな先行事例というのもたくさんあると思いますので、できれば我々も先行事例なんかを研究して、どうやってやったらいい方向に行けるだろうかというようなことを一緒に考えたいなと私は思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長　ほかにございますか。

○宮地委員　この事業は市長の思いもあってということでありましてけれども、先ほど高架にした場合、西と東が一体化という言葉もあつたんですけれども、高架によって一体化するということはまずあり得ないと私は思っています。分断される、一緒ですね、踏切と。なのに一体化という言葉も出されたんですけれども、それでなおかつ布袋駅の乗降客が今8,000人ですか、学生を含めてということでありましてけれども、それによってにぎわいですか、これをつくり出そうという、これはかなり慎重に、投資額も大きな投資になってきますので、これは本当に慎重にやっていただきたいなあと思ひます。コンサルタントを入れて、先ほどあつたように、これならだめだよという判断がちょっとでも出た場合は、すぐにやめていただきたいというのが私の思いでもあります。市長の思いでやるんだということに失敗しないように、我々の貴重な税金も投資するということにやってみえるもんですから。

それと、コンパクトシティということに市長はよく言ってみえるんですけれども、それはどういったものを持ってみえるのか、もっと具体的に示していただきたいなあと思ひますけれども、単なる公共施設を持ってきただけでは、これによってにぎわいというのは、先ほど掛布さんも言ってみえたんですけれども、できないんじゃないかなあと私は思ひますので、ほかに施設ですか、そういったものも含めて考えていただきたいなあと。

駅西のほうが住宅地というような感じで、区画整理事業もされちゃって、普通、駅前という、布袋駅でもそうですけど、布袋駅前という、駅西ですよ。駅西も本当に単なる住宅地ということで、通りすがりの単なる住まいであつて、にぎわいも何もない。これを失敗とは言いませんけれども、ちょ

っと企画が外れたんじゃないかなあと思っています。今度は駅東のほうでそれをやられようとしているんですけれども、それも慎重にやっていただきたいなど。私は、期待はしていますけれども、お願いいたします。答弁は要らないです。

○掛布委員　　ちょっと教えてほしいんですけど、今回の説明資料の中にあつたかどうかわかりませんが、以前配られた、全員協議会のとくに配っていただいた説明資料のところに、VFMの説明があるところですけど、PFIでやった場合、国税・地方税等とあるんですけど、これはどういうことですかね。東議員が議案質疑で、わかっているように言われていたんですけど、私はわからないなあと。国税・地方税等というのは、ここにこういう形で経費として入ってきているのは、何か逆に企業が国税・地方税を納めるから、自治体にとってはその分経費が下がるんじゃないかなあと思っちゃったりしたんですけど。

○秘書政策課長　　VFMの算定の中で、市が直営でやる場合は、今おっしゃったような国税・地方税は入ってきません。必要はありませんので、その分はうちは必要ないんですけど、PFIでいけば民間業者さんがやる話ですので、いろんな事業運営等に係る消費税等になるかと思えますけど、そういった税金関係を納める必要がありますので、その分上乘せになります。それをやっても、さらにVFMの部分が出てくるところが算定できれば、PFIのほうが有利であるというふうに考えますので、そこも含めて、これはPFIというのは建設だけじゃないもんですから、その後の維持・運営・管理ですね、そういったところも含めての算出になりますので、その中で市が全部やった場合との比較、ライフサイクルコストの比較をする中で、価値が見出せるかどうかということも算定していきたいなあと思っておりますので。算定した結果、価値がなければとか、逆に高くなるようであれば、民間に出す必要はないんですけど、恐らくそういったことはないかとは思っておりますが、それも出してみないとわかりませんので、机上論だけではだめですので、そのあたりは具体的に今後検討していく必要があるのではないかなというふうには考えております。

○掛布委員　　そうすると、この積み上げた箱のグラフというのは、これは企

業にとっての必要な経費を積み上げているという、そういうふうに理解すればいいわけですね。

○秘書政策課長 そのとおりであります。

○委員長 ほかにございますか。

○掛布委員 何度も聞いて申しわけないんですけど、布袋駅前かどうか知らないんですけども、社会福祉法人のサンライフが駅前展開も考えているというようなことをどこかでしゃべられたというか、サンライフの会長さんですか、理事長さんですか、しゃべられたというんですけど、そこの今回の計画との関係というのはどうなっているかということをお聞きしたいのと、もう1つは布袋駅東を市街化区域に入れていくという、その可能性ですね。この9,000平方メートルも含めて、ほかの布袋駅東全体、前、規制緩和で誰でも農地が買えて家が建てられるようにした、その地域全体について市街化区域にできる見通しというのはあるのかどうかということをお教えてください。

○秘書政策課長 サンライフの件については、正式にうちのほうでは承知しているわけではございませんので、全くそういった話を知らないというわけではないんですけど、正式な申し入れとか、そういったものを受けているわけではございません。

それでサンライフも、今後PFIでその事業をお願いするに当たって、候補の一つにはなるかもしれませんが、特にサンライフありきで動いているわけではございませんので、幅広くPFI手法を導入するときには、いろいろな業者さんにどういった考えであるかということをお聞きしていく中での導入になるのかなというふうには思っております。

あと、市街化編入の話でございますけど、今回の可能性調査というところは、その先のことまで決めるわけではございませんので、そこを今後考えていく中で、現在、おっしゃったとおり市街化調整区域ということで、建蔽率が今200%でございますので、その部分で十分な開発ができるのか、それともさらに市街化区域に編入して、容積率が300%、400%といろいろございまして、そういった中で大きなものを建てることによってさらなる価値を見出すかとか、そのあたりの方向性を確認するにとどまっております。

そこで、今回の委託の報告の中で、市街化編入して大きな拡大ですね、こ

の9,000平方メートルだけではなくて、あのあたりもう少し、20ヘクタールぐらいですかね、そういったところも広く含めて考えていくべきだというようなお話になれば、今後の基本構想つくっていく中で、市街化編入ですね、今、まちづくり課のほうで担当になるかと思えますけど、市街化編入するにはそれなりの計画が必要でございますので、この9,000平方メートルだけでの市街化というのは恐らくハードルが非常に高いと思えますので、もう少し広いエリアでの市街化構想を市のほうがつくって、それを県のほうに出すということで、県の許可がおりれば、そういったこととなりますが、そこはまた次のステップ段階になると思っておりますので、現在はそこまでは決定事項でもないですので、想定範囲ではありますけど、決まってははいないです。

○掛布委員 別にあかんあかんと言っているわけではないので、疑問な点を質問しているだけなんですけど。結局、今言われた予定ではないけど想定範囲内で、もっと広い地域、9,000平方メートルの周りの地域も含めて広いエリアで市街化構想というのをつくって、県に市街化編入というのを要請していくことになるかなあという、そういう想定をしながら動いていると思うんですけども、そうすると市街化構想をつくっていくということになると、具体的にどんな構想が必要になるんでしょう。

○市長政策室長 先ほどから課長が申し上げていますように、今回の可能性調査の中で、今、委員お尋ねの市街化というところについては本格的に議論するというようなことはございませんので、今お尋ねになった市街化構想云々というところについては、今ちょっとお答えをできるような段階ではございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

○委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 PFIというのは江南市で初めてやるかと思えますけれども、全国の自治体で幾つか例があると思うんですけど、成功した例というのはそれほど私は多くないと思えますので、民間資金を活用して、それだけ税負担が減れば、それはそれで結構なことですけども、私はそれを否定しませんが、かえって逆に税依存にならないように、その辺は慎重に進めていただきたいなということを申し上げておきます。

ほかにございますか。よろしいですかね。

[挙手する者なし]

○委員長　　そうしましたら、総務部行政経営課について引き続き審査いたします。

そうしましたら、当局のほうから補足説明がありましたらお願いいたします。

○行政経営課長　　平成28年度江南市一般会計補正予算（第3号）の行政経営課の所管につきまして説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

議案書の177ページ、178ページをお願いします。

最上段の8款1項1目1節地方特例交付金でございます。

次に、その下の9款1項1目1節地方交付税で普通交付税でございます。

はねていただきまして、179ページ、180ページをお願いいたします。

17款繰入金、2項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

その下の18款1項1目繰越金、1節前年度繰越金でございます。

はねていただきまして、181ページ、182ページをお願いします。

20款1項市債、3目1節臨時財政対策債でございます。

続きまして、歳出でございます。

はねていただきまして、183ページ、184ページをお願いいたします。

最上段の2款総務費、1項総務管理費、3目行政経営費、補正予算額は5億2,681万2,000円で、江南市財政調整基金の積立金でございます。

続きまして、別冊の平成28年度9月補正予算説明資料をお願いいたします。

補正予算説明資料の4ページ、5ページをお願いいたします。

一般財源調でございますが、最上段の8款地方特例交付金、9款地方交付税は普通交付税、17款繰入金は財政調整基金繰入金、18款繰越金は前年度繰越金でございます。

最下段の20款市債は臨時財政対策債でございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしく申し上げます。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 181ページ、182ページのところの臨時財政対策債が1億6,890万円の減額になって、額が確定して減額ということなんですけど、減額で確定したというのは、その原因というのは何があるんでしょうか。

○行政経営課長 これはあくまでも見込み額でございまして、見込みの誤りがあったということでございます。歳入、基準財政需要額と基準財政収入額の振りかえ分でございますので、今回は見込みに誤りがあったということでございます。

○委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 そうしましたら、ほかに質疑もないようであります。質疑も尽きたようでありますので、これをもって全ての質疑を終結させていただきます。暫時休憩いたします。

午前11時19分 休 憩

午前11時19分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第91号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第96号 平成27年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

危機管理室

市長政策室

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局
議会事務局
の所管に属する歳出

○委員長 続きますして、議案第96号 平成27年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、危機管理室、市長政策室、総務部、会計管理者の補助組織、消防本部の所管に属する歳入歳出、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法であります。歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、毎回、各課の課長さんから決算書の該当ページについてお知らせがありますけれども、これは決算書にも書いてあることですし、皆さんわかっておられることだと思いますので、もし何かそれ以外に、昨年度はこういうことに力を入れましたとか、そういうことがありましたら、そういうことについても補足していただいて、皆さんに説明というか一言言っていただければ質疑もやりやすいのかなというふうに思いました。ちょっと余分なことを言いましたが……。

暫時休憩します。

午前11時22分 休 憩

午前11時23分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

そうしましたら、順番に参りますが、最初に議会事務局議事課について審査いたします。

当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○議事課長 議会事務局議事課の所管につきまして御説明させていただきます。

歳入はございませんので、歳出をお願いいたします。

決算書の96ページ、97ページの上段から100ページ、101ページの中段、総務費の前までの1款1項1目議会費でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 議会事務局の予算でありますので、これは私たちにかかわる部分
であります。何か質疑はございますか。

○掛布委員 99ページの中ほどに政務活動費というのがあるんですけども、
全国のどこかで返金、市議員が次々に政務活動費の使い方を追及されて辞
職しているというようなこともあるんですが、この政務活動費は313万7,418
円、これは返還した会派があったということですか。

○議事課長 会派ごとに金額を御説明させていただきます。

江南クラブの返金額は10万8,916円でございます。江政クラブは7,912円で
ございます。公明党市議団は1万8,464円でございます。日本共産党江南市
議団は2万7,290円でございます。リフォームの会は返金額はゼロでござい
ます。

○委員長 ということですが、ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、ほかに質疑もないようでありますので、議会事務局に
ついては以上といたします。

続いて、危機管理室防災安全課について審査をいたします。

そうしましたら、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 それでは、危機管理室
防災安全課所管につきまして説明をさせていただきます。

最初に、歳入につきまして説明させていただきますので、62ページ、63ペ
ージをお願いいたします。

中段やや下、12款1項1目1節総務管理使用料、備考欄の防災安全課分で、
防災センター目的外使用料（職員組合）でございます。

はねていただきまして、74ページ、75ページをお願いいたします。

上段になりますが、13款4項1目1節総務管理費交付金、備考欄の防災安
全課分で、社会資本整備総合交付金（道路事業）と地域活性化・地域住民生
活等緊急支援交付金（地方創生先行型）でございます。

はねていただきまして、76ページ、77ページをお願いいたします。

中段やや下になりますが、14款2項1目1節総務管理費補助金のうち、備
考欄の防災安全課分、元気な愛知の市町村づくり補助金ほか2件でございま

す。

はねていただきまして、82ページ、83ページをお願いいたします。

中段、15款1項1目2節使用料及び賃借料、備考欄の防災安全課分、防災センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

続いてその下、15款1項2目1節利子及び配当金、備考欄の防災安全課分、江南市交通安全事業基金利子でございます。

はねていただきまして、84ページ、85ページをお願いいたします。

中段、17款2項1目1節基金繰入金、備考欄の防災安全課分、江南市ふるさと応援事業基金繰入金と江南市交通安全事業基金繰入金でございます。

またはねていただきまして、88ページ、89ページをお願いいたします。

中段やや下、19款5項2目12節雑入でございます。備考欄の防災安全課分、放置自転車等売却代ほか3件でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

少しはねていただきまして、128ページ、129ページをお願いいたします。

2款1項5目防災安全費、備考欄の人件費等から、またはねていただきまして、138ページ、139ページの上段、備考欄、駐車場施設管理事業まででございます。

また、大きくはねていただきまして、220ページ、221ページをお願いいたします。

上段になります。3款4項2目災害救助費、備考欄の災害救助事業と、その下、3款4項3目被災地支援費の備考欄の被災地支援事業でございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○幅委員　決算の137ページの交通安全施設設置事業、大事な事業だと思うんですけども、この歳入の約2,100万円のうち半分ぐらいは基金の繰り入れかと思うんですけども、半分が基金からの繰り入れで事業をやっていくということで、今後の事業展開というか、基金のほうを見ると残り約2,000

万円、ことし約1,000万円入れると、あと約1,000万円しかないということ
でいくと、この2,000万円の事業規模の見通しとか、この事業そのものの見
通しが何か収縮していくというような見通しがあるのかということをお聞き
したいと。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　もともとこの基金の繰
り入れでございませけれども、以前やっておりました1日1円保険というの
がございまして、360円で死亡された方、けがをされた方にお見舞金を支払
うという制度でございました。それが平成25年度に終わりました、その残っ
たお金を基金としてございまして、それをまた交通安全に使っていかうとい
うことで、来年度、平成29年度までに使って行こうというものでございま
した。もともと基金を使って事業を拡大するというものではなくて、一般財
源で今まで行っておったものを、特定財源を使って今まで行ったものをや
っていかうというものでございまして、いろんな交通安全施設に使ってお
ったというものでございます。

○幅委員　そうすると、平成29年度で基金繰り入れがなくなるわけですね。
そうすると、この2,000万円の事業規模はどういうふうに移、要は新たに
2,000万円どこかで確保しないといけないということなのか、これがそのと
きには1,000万円の事業費になるのか、これはどういうふうになっていく
んですか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　また今後、財政担当と
協議は行っていくとは思いますが、我々としたしましては、事業費
は減少させずに、特定財源がなくなっただけということで、一般財源で行
っていきたいというふうに考えております。

○委員長　ほかにございますか。

○伊神委員　131ページの防災行政無線維持管理事業で、かねてから聞こえ
が悪い、いざという災害時などでは聞こえないと、何も無いふだんときは
聞こえるけどという話もありますし、私も実際そうだと思いますが、これは
以前から改善されるということでいろいろ研究もされていると聞きましたが、
改善された点というのはどういうところがありますか。聞こえるように、ど
こどこを何とか、男の声を女にしたとか、機械をどういうふうにかえたとか。

- 危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 特段そのような大きな改善点はございませんが、我々の考え方でいいますと、防災無線、警報なんかが出ますので、とりあえず今何が鳴っておるかなということを感じていただいて、それでテレビなんかのチャンネル、ラジオなんかのスイッチを入れていただいて確認していただければ、一つの方法かなあと。また、あんしん・安全ねっとメールのほうも警報は必ず登録された方には送信するようにしておりますので、それで補完していただければいいのかなあというふうに考えております。
- 伊神委員 その程度の考え方でいいのかな。家の中においてテレビがあれば、もちろん今の言われたとおりでいいですが、屋外にいたとか、そういうときには全く聞こえないと。この間、大雨警報と洪水警報かな、あれが出て、防災無線で出ましたけど、やっぱり響いてしまうというのか、1つ言って、こだまみたいに、またぼわんぼわんとなって次の言葉と重なってしまうから、何を言っているのかなあと。警報が出ている、注意しろということはわかるんだけど、もう少し何か聞こえるような工夫ということは、今のシステム上できないものなんですか。
- 危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 この音声でございますが、これも江南市ではなくて全国一斉のものでございますので、それを例えれば今言われましたように女性の声に変えるだとか、いろいろ御意見はいただくんですけども、全国的に統一されておりますので、一斉に音で、あとはよくは音声をはもるといいますか、重なったりすることもあるかもしれませんが、市内66カ所にそういうスピーカーがついて同時に発声しておりますので、まずは聞こえないところは多分ないようにはなっておると思いますので、あとは聞き取りやすくということですので、今後、設置業者並びに保守点検業者と、改善点はないかということはよく協議をしていきたいというふうに考えております。
- 伊神委員 全国一斉ということで、でもこの発するのは江南市が発して、それは江南市の声じゃなくて、全国一斉の声ということですか、あれは。
- 危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 電波は江南市で受けて、受けるんですけども、我々が発声する、もちろん手動でもできないわけで

はないんですが、緊急時の警報等につきましては、一斉にかかってきたものを江南市のスピーカーに流すという仕組みにはなっております。

○伊神委員 何となくわかったような気がしますけど、後のもうちょっと、これをした場合の後の補助というか、それは市で、もうちょっとやわらかい感じで、江南市独自でしゃべると。そうすると、説明があるともっとわかりやすいと思うんですね、市民は。ただ本当にわあわあ何を言っておる、何かあったな、これは大変だなということはわかるけど、その後で全国で今こうなって、江南市はなっていますという、普通のしゃべり方でね、もう1個、江南市のほうで説明してくれると、落ちついて聞けるし、よくわかるんじゃないかというような気がするけど、その辺ちょっと検討をお願いいたします。

○委員長 答弁はいいですか。

ほかにございませんか。

○宮地委員 131ページの歳出のことですけど、文字が小さくて読めない。

簡易間仕切り、そして簡易ベッド、これの数を知りたいのと、これは今どこに保管しているのか、ちょっとお聞きしたいです。

○委員長 簡易間仕切りとベッドですか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 これは、市内にございます地震用の避難所に設置するものでございますが、平成27年度に設置いたしましたのは3カ所でございます、西部中学校、武道館、草井小学校でございます。更衣室パネルにつきましては3基、仮設トイレも3個、簡易間仕切りにつきましては18台、簡易ベッドについても18台設置したものでございます。

○宮地委員 これは、今言われた場所に均等に一応保管されているわけですか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 これは、もともとは市内にございます22カ所でしたかね、避難所に順次、順番で配置するものでございまして、現在は、2周り目と言ってしまうのが悪いんですけども、2度目の配置を実施しておる最中でございます。

○宮地委員 確認というか、ちょっと教えてもらいたんですけども、137ページの下から10行目ぐらいにある報酬ということで、放置自転車対策員で

金額が出ておりますけれども、これの何名でやってみえるのかもお聞きしたいのと、それから次のページの自転車等整理委託料ということで、ここも金額が出ているんですけれども、どう違いがあるのか、駐車場とはしてあるんで、ちょっと違いを教えてくださいたいです。

- 危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 137ページの放置自転車対策事業のほうの報酬でございますが、この方は常勤で2名お見えになります。この方は、例えば自転車の禁止地域のところに札を張ったり、撤去したり、前野町にございます高架下の放置自転車の集積場というか集めるところで返却業務を行ったりをしてみえる方でございます。

はねていただきまして、駐車場のほうの委託料のところのものですよね。これはシルバーに委託をしまして、余り混雑していないところは清掃委託料、よく混んで整理を要するものについては整理委託料という形になっておりますが、両方シルバー人材センターから来ていただいて、自転車駐車場の清掃及び整理をしていただいているものでございます。

- 伊神委員 今の関連で、この放置自転車というのは、江南市、年間何台ぐらい今ありますか。できたら、3年前から減少とか増加とかいう傾向がわかれば、お聞きしたいんですけど。

- 委員長 そうしましたら、また後ほど答弁できれば答弁していただくということで、保留ということで。

- 伊神委員 それで、あと放置自転車の処分の仕方、どのように処分しておるかだけお聞きしたいんですけど。

- 危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 処分は2通りございまして、1つは市内の自転車協会のほうで、使えるものと言っては失礼な言い方なんですけど、再利用できるものにつきましては、そこへ1台1,000円で売却という形をさせていただいております。あと、ほとんど動かない壊れているものにつきましては、養護施設といいますか、市内ではないんですけど、一宮市にあります養護施設のほうへ、1台110円で売却をしているというようなことでございます。

以前は鉄くずとして産廃業者のほうへ出しておりましたが、平成27年度からそういう業者があることを新聞等で知りましたので、そういう業者の方に

受けていただく。多分、分別して資材にしてみえると思うんですが、以前はそれをまた産廃業者の方に運んでいただく費用がかなり高くて、赤字と言っ
てはなんですが、そちらの費用のほうが売る料金より高かったこともござい
まして、平成27年度からは全て入になったといういきさつがございませ

○委員長　ほかにございせんか。

○掛布委員　137ページの、さっき幅委員が質問された交通安全施設設置事
業の中の通学路カラー整備工事費ですけれども、主要施策の成果報告書の82
ページのところに646.6平方メートルを平成27年度整備したということで書
いているんですけど、これは全て新設で、これに対して国補助金が出ている
ということではないんですかね。

あと、うちの近所でもたくさんカラー舗装していただいているんですけれ
ども、引いていただいて数年、本当に二、三年で剥げ剥げで惨めな状態で、
すぐにもう一回舗装し直してほしいなあという状態になっていて、どんどん
拡大していっても片っ端から追うように剥げ剥げになっていって、切りがな
いという状態かと思うんですね。もう一度引くときは、恐らく国の補助金が、
修理で引き直す場合は出ないと思うんですけれども、どんなふうな見通しで、
これから舗装の整備をやっていっていただくつもりなのかなというのをお聞
かせ願いたいと思います。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　これも全て新設でござ
いまして、まだ引き直しの箇所はございせん。これも交通安全対策としま
して、特に児童・生徒さんが通られます通学路を中心にカラー舗装をしてお
るわけですが、通学路の60%をめどに、カラー舗装ばかりではなくて、
例えば歩道と車道を区分する縁石だとかガードレール、そういうもの
があるものを含めて、全ての通学路の60%をめどに交通対策をやっていこう
ということで、これも計画を立てて今やっておる最中でございませ

一応、社会資本整備事業のほうで国の補助はいただいておりますが、今の
ところは新設の部分のものだけの補助しかございせんので、まだ補修とい
いますか修繕のところまでは検討をいたしておりませ

○掛布委員　そうすると、剥げ剥げのところも、このまま当分の間、放置さ
れるということで、色がなくなっちゃっているぐらいのところもあるので、

カラー舗装じゃない方法で通学路の安全対策を、数年で剥げてしまっただけでは余りにも意味がないかなと思うので、考えていただいたほうがいいのかなという気がします。

もう1点ですけれども、決算書の133ページの一番上のところに、総合防災訓練事業ということで約69万円上がっているんですけど、平成27年度は市全体の総合防災訓練は雨で中止だったと思うんですけど、中止でも約69万円も支出があったということですか、これは。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　総合防災訓練は確かに中止になっておりますが、準備は日曜日ですので木曜日から準備を行います。実はそこにテントとか、椅子とか、レンタル業者に頼みまして、いろんな資材をレンタル契約しております。中止を決めたのは土曜日の朝でございましたので、1日前ではキャンセルができなかったということもありまして、レンタル料といたしますか、使用料及び賃借料のほうで費用が上がっております。

あと、一部放送機器の借り上げにつきましても、これも一応、こちらは100%ではなくてキャンセル料が発生したような形になりましたが、先ほど言いましたテント、椅子、机につきましてもは全額支払ったという形になったので、これも既に人の配置だとか、すぐ出せるように車に積み込んだということでもございましたので、土曜日にもともと設置する予定でございましたので、土曜日の朝の中止決定でございましたので、いたし方ないというふうに考えております。

○掛布委員　中止だった年はともかく、総合防災訓練、ずうっと出させていただいで、余りかわりばえがしないなあというか。いろんな協力していただいでいる団体の皆さんが貴重な時間と労力を使って、この防災訓練に参加していただいでいたり、各地の町総代・区長さんたちも参加に来ていただいでいるわけなんですけれども、もうちょっと毎年少しずつ新しいものをつけ加えていくとか、改善するようなことができないのかなと思うんですけど、平成27年度は中止だったので何ともしようがないんですけど、終わった後、関係者とか次年度に向けてどこをどう改善したほうがいいんじゃないのという、そういった会議、防災訓練の持ち方についての関係者の会議というんですかね、そういう会議というのはやられていないんでしょうか。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長　　会議は行っておりませんが、御意見を聞くアンケートと言ってはなんですが、質問用紙を参加者の方からいただいております、それに基づきましてグループ内といたしますか課の中で反省会といたしますか、来年度に向けての方針を決めていこうかなというふうに考えております。

　　ことしでいいますと、来年へ向けてですけれども、会場を10カ所、小学校下を回っておるんですが、場所が変わりますと、なかなか前年度の反省が生かせないこともありますので、ある程度場所を固定したほうがいいのかとか、いろいろ今検討しておる最中でございますし、訓練内容も最初の地震発生のときにシェイクアウト訓練をやったほうがよかったんじゃないとか、いろいろな御意見をいただいておりますので、まだ課の中ではございますが、いろいろ訓練内容、訓練方法、場所等も検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　　ほかにございませんか。

○宮地委員　　最後に1点だけ教えていただきたいんですけども、グリーンのカラー舗装というかな通学路、これはかなりやっていたいて、ありがとうございます。その中で、グリーンのカラーに使っている素材というか、どう言ったらいいかな。それを聞くのは、一般の住民からも、あれは車によって消えていくんじゃないくて、風化、劣化によって、細かく微粒子のような感じで、それが側溝の中に流れていくし、粉じんというような感じで体の中にひよっとしたら入るかもしれないし、よく見ると多分道路のグリーンのところも、一番最初にやられたところは劣化というか風化で、すごい砂状のものというだか微粒子になっているんです。だから、中に含まれている成分というかな、それをちょっとまた調べてください。教えてください。多分、安全なものだと思うんですけども。

○委員長　　もし、その成分がわかれば、また後ほど答弁してください。この件については保留ということ。

　　お昼が近づいておりますが、ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　そうしましたら、質疑も尽きたようでありますので、危機管理室

については以上とさせていただきます。

時間もお昼でありますので、ここで一旦暫時休憩といたします。

午前11時55分 休 憩

午後 1 時12分 開 議

○委員長 そうしましたら、休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、休憩前の質疑の中で保留になっていた点が2点ございますので、危機管理室長のほうから答弁をお願いいたします。

○危機管理室長兼防災安全課長兼防災センター所長 答弁がおくれまして、まことに申しわけございません。

まず、1点目でございますが、放置自転車の対策員によります撤去台数でございますけれども、平成25年度が525台、平成26年度が387台、平成27年度が391台でございました。

次に、もう1点の通学路のカラー舗装のことでございますけれども、愛知県の仕様に一応準拠して行っておりまして、その中の施工材料はJ I S規格のK5665に準拠するものとされておりまして、白色や黄色のセンターラインなどと同じ基準でございます。昨年度はラインファルトグリッパーCMという材料を使用いたしており、この材料は無鉛化で、環境負荷低減塗料とされているものでございます。

また、施工方法につきましては、当初は溶融噴射式という熱した塗料を霧状に散布する方法で施工しておりましたが、最近では溶融機械式という熱した塗料をペースト状にしたものを施工していくという工法のほうが、その後の耐久性等の経過がよいという情報を得ましたので、現在は機械式にて施工しているところでございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 宮地委員、その答弁でよろしかったでしょうか。

○宮地委員 また詳しくは個人的に聞きに行きます。

○委員長 ちょっと専門的な内容になりますので、またわからない点は後日聞いていただくということをお願いしたいと思いますが、危機管理室はこれで終わりということで、消防のほうで総務予防課のほうからお願いいたします。

それでは、先ほどの議案第90号の質疑の答弁に対して訂正をしたい旨の申

し出がありましたので、総務予防課長のほうからお願いいたします。

○総務予防課長 まことに大変申しわけございませんでした。先ほどの高規格救急自動車の予定価格でございますが、金額のほう、下1桁が4といたしましたのがゼロになります。訂正させていただきますのが、3,052万9,440円でございます。まことに申しわけございませんでした。

○委員長 この件、よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 そうしましたら、また引き続いて決算のほうを審査してまいります。

続いて、市長政策室地方創生推進課について審査します。

当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長 地方創生推進課の所管につきまして該当ページを御案内いたします。

平成27年度は地域協働課という名前で行ったので、決算書は全て地域協働課の名前になっております。

まず、決算書の事項別明細書の歳入でございます。

68ページ、69ページからになります。

68ページ、69ページ、12款2項1目1節総務管理手数料、備考欄の地縁団体証明手数料でございます。

次に、少し飛びまして、74ページ、75ページをお願いします。

13款4項1目1節総務管理費交付金、備考欄、秘書政策課の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）でございます。これは、地方版の総合戦略の策定に係る交付金で、平成27年度に秘書政策課で歳入いたしました。平成28年度からは地方創生に関する事業が地方創生推進課に位置づけられましたので、地方創生推進課が審査を受けます。

次に、82ページ、83ページをお願いします。

15款1項2目1節利子及び配当金、備考欄、地域協働課のふるさと応援事業基金利子でございます。

次に、1ページめくっていただいた84ページ、85ページをお願いします。

16款1項1目1節総務管理費寄附金、備考欄、地域協働課のふるさと寄附

金でございます。

同じページの17款2項1目1節基金繰入金、備考欄、地域協働課の江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

次に、86ページ、87ページをお願いします。

19款5項2目1節市町村振興協会基金交付金と、そのすぐ下でございます2節市町村振興協会新宝くじ交付金でございます。

次に、90ページ、91ページをお願いいたします。

中段あたりですが、19款5項2目12節雑入、91ページの備考欄ではちょうど真ん中のあたりにございます地域協働課の市勢要覧売捌収入から6行下の有料広告掲載料まででございます。

続きまして、100ページ、101ページをお願いします。

ここからは歳出でございます。

中段の2款1項1目地域協働費でございます。そこから3枚はねていただいた106ページ、107ページの中段より少し下、備考欄ではタウンミーティング事業まででございます。

最後に、1枚はねていただいた108ページ、109ページをお願いします。

109ページの備考欄の最上段、地方版総合戦略等策定事業と中段の地域連携事業でございます。これらの事業につきましては、平成27年度に秘書政策課において執行いたしました。平成28年度からいずれも地方創生推進課に位置づけられたものでございます。

所管する決算書の該当箇所は以上でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑な入りたいと思いますが、質疑はありますか。

○幅委員　公募型協働支援補助事業について少しお尋ねをします。

成果報告書の中を見ると、目標が8件のうち実数が5件ということなんですけれども、この5件というのは、採択されたのが5件で、応募されたのはどのぐらいあったのかということと、この5件でほぼ予算額が97%執行されているんですけど、8件の目標であったということと、1件当たりの補助費の上限というのはどういうふうに設定されていたのかということをお尋

ねしたいと思います。

- 地方創生推進課長兼地域情報センター所長 平成27年度は実施事業は5件でございましたが、応募自体は6件ございました。審査の中で不採択となった事業があるものでございます。

執行率につきましては、高いのは5件が決まってから当初予算に反映させたことから、不用額が少なかったというものでございます。

また、1件当たりの補助上限額ということでございますが、「つながろう！連携コース」、こちらは2団体以上が協働して行う事業ということで、事業費が多くなるだろうということで、最高20万円が上限額となっております。単独団体でも申請できる「ひろげよう！展開コース」につきましては、10万円が限度額となっております。

- 幅委員 仕分け事業、何て言うんでしたっけ。

〔「行政事業レビュー」と呼ぶ者あり〕

- 幅委員 対象になっていたんですね。ごめんなさい、ちょっと議論をお聞きしてなかったもので、これを見ると継続という判定になっているんですけども、仕分けの中でどんな評価になっていたんですか、ちょっとお聞かせください。

- 地方創生推進課長兼地域情報センター所長 判定自体は要改善。5名の判定員がいらっしゃって、3名が要改善、2名が拡大という形で、3対2ということから要改善という結果になっておりました。判定員さん、評価員さんからは、補助申請の書類をもっと簡素化できないかとか、これはほかの事業も統一してのことですが、市のこういった補助事業とかのPRがまだまだ足りないんで、いろんところでPRをしてくださいということを改善しながら、事業を今後も展開してほしいというようなコメントがありました。

- 幅委員 今の改善ということについては、今年度の事業には反映できるんでしょうか。

- 地方創生推進課長兼地域情報センター所長 来年度に向けては11月に募集をしていく予定でございます、前年度の。この事業は、11月募集をしまして、1月に公開審査をして、一通り募集の事務は終わるわけでございますが、そこから改めて半年間かけて課題を整理してやっていくということで、ここで

の意見はすぐには反映できないですが、同じような課題は持っておりまして、今回も申請書の中で行政用語が少し使われていたんで、一般の方にわかりづらいうということから、申請書を少し改めたり簡素化したりしたことは、レビューとは別にPDCAの中で改善をしまいる予定でございます。

○委員長　ほかにございませんか。

○尾関（健）委員　109ページの中段からやや下段のほうに、リニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟会分担金があるんですが、この金額がね……。

○委員長　済みません、次の秘書政策課のところ。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長　リニアは結構でございます。

○委員長　リニアはここですか。済みません、お願いします。

○尾関（健）委員　この同盟会分担金は、随分以前から、ずうっと前からありまして、毎年気にしておったんですが、この事業は具体的に走りかけておって、多くの報道等が報道されておるんですが、期成同盟会の分担金というのは、もうぼちぼちいいんじゃないかということは江南市は言えんですか。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長　こちらの期成同盟会は、発足が昭和53年ということで、かなり古い期成同盟会でございます。当時はリニアという言葉もなかった時代でございますが、中央新幹線の早期建設と東海道新幹線の三河新駅をつくってほしいという目的があった。その時々で少し目的が変わってきているということがまずございます。リニアのほうは、2027年に品川・名古屋が開業予定ということで伺っております。早まるのかもしれないですが。それはそういうことで着実に工事を進めてもらうという陳情なりをしてもらうんですが、中部圏の交通のネットワークの充実・強化に関する地域の取り組みの支援、協力も中央に、政府関係に陳情していくという目的はまだ残っておりますので、引き続き来年度も加入していく予定でございます。

○宮地委員　105ページ、これはここで聞いていいのかな、広報紙の発行。

広報紙作成事業の中で印刷製本費とあるんですが、これは当然かかるんですけど、印刷製本費の中に各区によって、町内かな、すごい細かく班分けで、たしかシルバー人材センターのところまで運び込まれていると思うんですけども、これは要望のあった町のみ細かく班分けまでして、十何部とか、5

部とか、それはこの製本費の中に入っているんですか。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長 全て込みの契約になっておりますので、業者さんにやっていただいております。区分けは、各区長さん、町総代さんに要望をお伺いいたしまして、余り細かいと物すごい量になってしまうんであれですけど、できる限り区長さんや町総代さんの事務を減らそうということから、何年か前から始まったことなんですけど、要望に応じてやっております。ただ、区長さんによっては、従来どおりというんですか分けずに、50部単位、100部単位のほうが仕分けしやすいという方はいらっしゃるんで、それはそういう形でお届けしております。

○宮地委員 余りにも細かく小分けするというのは、印刷屋さんにとってはちょっとかわいそう、酷だなあという。機械でやるといっても、私も機械で一遍やってみたんですけど、結ぶというのかな、分けるというのがすごい作業になってくるんです。ただ、古知野南小学校下だけの部分でもすごい3時間ぐらいかかるのに、これも江南市全域のものをこの製本費の中に、どれだけ利益があるかわからないですけども、そこまで印刷屋さんには要求するのはちょっと酷のような気がしますけれども。

それと、私も町内で聞いたんですけど、全員に聞いたわけじゃないんですけど、ある私の地域なんですけど、そんなシステムは知らないよ、細かくしてもらえるんだったら全部うちらもやってもらいたいなあという。だって小分けしなくてもいいんだもん、各班ごとに。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長 最低限の小分けの数は設けているんですけど、ちょっと今、それが10部だったか20部だったかあれですけど、誰かがやらなければいけないということで、印刷さんの段階でやるのか、区長さんたちが仕分けでやるのかを考えて、少しでも手間を省きたいということから始まったことにございますので、むしろ分け過ぎだということでは1つにしてほしいということであれば、それはそのようにしてお届けいたしますので。

○宮地委員 私は分け過ぎだったとは言っていないです。それだけ分けてもらえるんであれば助かるんですけど、それほど印刷さんには要求していくというのは酷じゃないかなあ。

- 地方創生推進課長兼地域情報センター所長　　始まってから4年か5年ぐらいたつんですけれど、印刷屋さんからそのようなお話は今のところございません。
- 宮地委員　　それはないでしょう。一旦引き受けた以上、入札か何かで多分、今年度は光成社だったかな。それも条件に入っていれば別でしょうけれども、入札のときに。小分けしてもらいますよと、承知で受けてもらいますということを経験から伝えてあげればいいんですけど、後から言ったら苦情の申し出のしようもないし、料金の値上げもできないだろうし。
- 地方創生推進課長兼地域情報センター所長　　入札の段階でお伝えはしております。ということで、年度途中で余りにも小分けの数がふえるのは、できるだけ避けたいなあと思うんですけど、やむを得ず今まで50部だったのを25部と25部にしてほしいといったことがあれば、印刷屋さんには御相談して、できるだけ区へおろしてから手間のかからないようにやっております。
- 宮地委員　　何度も同じことを言うんですけど、それだけ細かく小分けしてあると、各ほかの町内でも、じゃあ私のところといって波及していくと思うんですわ。あえて私もあちこちへ行ってお話はしてないんですけども、私もたまたまシルバーへ持っていくために古知野南小学校下の部数とか班の枚数を、8枚とか5枚でも出てくるんです。5枚は極端かもしれないです。そこまで細かくやらなきゃいけないのかな。
- 委員長　　暫時休憩します。

午後1時34分　　休　憩

午後1時41分　　開　議

- 委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。
- 休憩時間中も広報「こうなん」の仕分けの話が出ておりましたが、この問題の整理をしたいと思いますので、地方創生推進課長のほうから一言答弁をお願いいたします。
- 地方創生推進課長兼地域情報センター所長　　広報の各区・町内会への配付につきましては、あらかじめ小分けしてお配りしておりますが、印刷業者、あるいは区・町内会の役員さんに、それぞれに無理のないような形で今後も進めてまいりたいと思います。

○委員長 無理のないようにということで、お願いします。

ほかにございますか。

○尾関（健）委員 今の広報「こうなん」の件でお尋ねしますが、105ページですね。印刷製本費とあるんですが、これは何県の何市の業者がつくっておるんですか。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長 平成27年度の落札業者は、江南市内の業者というか、指名の段階で市内の印刷業者さん6者を指名して入札しております。

○尾関（健）委員 今、6者とおっしゃったんですが、私の認識不足かもしれませんが、実態のない会社が入札しまして、言葉は悪いんですが、ぽいっと丸投げするんですね。例えば他市の業者へ。こういったことは、以前に私は聞いてちょっと納得がいかなかったんですが、その業者ですね、江南市の、それは本当に印刷の実績とか、あるいは固定資産税とか税金とかを払っておって、本当に実態のある会社かどうかは把握しておられますか。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長 広報印刷の契約事務については、実際には契約担当の課へ入札の依頼をするわけでございますが、指名する業者につきましては、指名候補者ということで指名審査をして、一定の審査をした上で全部業者オーケーだということを済ませた後に指名してまいります。

また、以前もお話があったのかもしれないんですが、契約書は単価契約を結んでおりまして、単価契約条項で、江南市が採用している標準的な単価契約の条項でございまして、その中の条文中で、受注者、印刷業者は、この契約により生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、またはその履行を委任することをできない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでないということで、ただし書きはあるものの、先ほど言われたまるきり一切のことを他に委任することはできないということで、一部であればできるというところがございます。

○尾関（健）委員 少し今後とも調査させていただきます。以上です。

○委員長 ほかにございませんか。

○鈴木委員 地域情報センターの件でちょっとお尋ねしていきたいんですが、

よろしかったですよ。

○委員長　どうぞ。

○鈴木委員　間違っているといかんから。

改修もされたということで、耐震も含めてということでここにもあるんですけど、今、利用状況というのはどういうような、確認なんですけど、いろいろな使い方をされているとは思いますが、今、地域情報センターの利用の仕方について教えてください。どのような格好で、どういった人数の方が利用されたかということ。

○地方創生推進課長兼地域情報センター所長　利用状況でございます。平成27年度の決算でお答えしたいと思います。

まず、1階のほうはギャラリーのほうでございますので、ギャラリーのほうは年間、芳名録というんですかね、その辺の記録から利用者というか御来場の方は2,766名でございました。

また、同じところに交通相談等いろんな市民相談のコーナーがございまして、ここでの利用が1,090件余りになります。

また、2階はインターネットの体験のコーナー、パソコンを利用するコーナーがございまして、年間980人ございます。

2階は、それ以外は会議室になっておりまして、大会議室、中会議室、小会議室ということで、年間5,860人の御利用がありました。

全て合わせますと、1万767人ということでございました。これは、昨年と比べますと少し減っております。これは、情報センターの耐震の工事により、ギャラリーが使えなかったことが影響しているものと思います。例年1万1,000人ぐらいの、ふらっと来るお客さんは別として、数えられる人数でそれぐらいの御利用があるということでございます。

○鈴木委員　今伺いまして、市民相談やら、あるいはいろんなボランティア団体等の会合も開かれているということで、一定の有効な使い方がされているというふうに理解するんですけども、インターネットの、今、日進月歩変わっておるものですから、昔は非常にそういった情報を使って、また取り組むということは非常に重要だったんですけど、今言っていた980人というのはインターネットを利用した人ということで理解していいんですか。

- 地方創生推進課長兼地域情報センター所長 そのとおりでございます。1日にすると3人切っておりますので、来年度以降は事業を見直していきたいなあと考えております。
- 鈴木委員 今聞いていまして、それにかかる分が回線とかいろいろ含めてのことですので、少し利用の仕方も含めて、今のWi-Fiとかいろいろありますので、いろんな意味で、スマホ等もございますので、このところの、パソコンは多分デスクトップ型のやつだと思うんですけど、何台今並んでおるんですか。
- 地方創生推進課長兼地域情報センター所長 情報センターのほうには2台ございます。本庁のほうに案内の近くに1台ございますが、あれもこの中の1台でございます。昔、情報センターにあったものを1台本庁に持ってきたということで、こちらのほうは利用状況というか統計はなかなかとりづらいんですが、情報センターにつきましては、平成26年、平成27年と1日3人を切っている状況でございます。
- 鈴木委員 わかりました。一定の利用はあるというものの、少し利用の中身を改善してもらいたいのと、情報センターということで、というよりも今、市民の、あるいはそういった相談も含めた非常に交流の場になっていることは事実でございますので、そういった面でもう少し利用の向きというか、促進させるような何か工夫をしていただくような情報というものをうまく絡めてもらえればというふうに思っておりますので、ひとつまたよろしく願いしたいと思います。以上でございます。
- 委員長 ほかにございませんか。
- 宮地委員 ちょっと確認。105ページ。広報に関連したことで、済みません。委託料の広報配布業務委託料というのは、これはシルバーへ払われる金額。
- 地方創生推進課長兼地域情報センター所長 そのとおりでございます。
- 委員長 ほかによろしいでしょうか。
- 〔挙手する者なし〕
- 委員長 そうしましたら、この程度にとどめまして次に参りたいと思います。

続きましては、秘書政策課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○秘書政策課長　それでは、秘書政策課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

平成27年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の82ページ、83ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

中段の15款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金で、秘書政策課の江南市公共施設整備事業基金利子でございます。

次に、はねていただきまして、90ページ、91ページの中段をお願いいたします。

19款5項2目雑入、12節雑入で、秘書政策課の派遣職員給与費等一部事務組合負担金から生命保険料等取扱手数料まででございます。

続きまして、歳出でございます。

106ページ、107ページをお願いいたします。

下段、2款総務費、1項総務管理費、2目秘書政策費のうち、地方創生推進課の所管でございます108ページ、109ページの地方版総合戦略等策定事業及び地域連携事業を除きまして、114ページ、115ページ中段の行政経営費の前まででございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

いかがでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　そうしましたら、私は一委員として発言したいと思っておりますので、会議規則第118条の規定により、副委員長と交代させていただきます。

成果報告書のほうを今拝見しておりますが、これも一般質問等で話題に上がっていることなんですが、ちょっと確認のために伺いたいのんですが、新しい総合計画、第6次になりますが、今後の方向性として、若い方に策定にかかわってもらおうということが書いてありますが、具体的にどのように今後

対応されるのか、お尋ねいたします。327ページの一番下のところです。

- 秘書政策課長　　議会のほうでも若干答弁させていただいておりますが、まずは市内公立中学校5校ございますが、そちらの3年生を対象にいたしまして、これは既に実施しましたが、アンケート調査を行いました。内容については、江南市のこういったところを魅力に感じるかとか、こういったところに力を入れてほしいかとか、もし自分が市長になったらどういうことをやりたいかとか、そういったようなことを聞いて集約させていただきました。まだきちんと集計はとっておりませんが、今、集計中でございますけど、そういった若い方の意見も策定に反映していきたいと思っておるところでございます。

もう1つは、これから行う予定でございますが、新成人の方ですね、20歳ぐらいの方を対象にいたしまして、その方たちのところに、うちのほうがお邪魔させていただいて、ヒアリング形式で、今、市政についてどのようなことを思っているかとか、要望等ございましたらお聞きしたいなというふうに考えておるところでございます。こちらも、当然計画策定には少しでも反映できるようにしたいなと思っておるところでございます。

- 委員長　　これは新しい取り組みなんで非常にいいことだと思いますし、私も一般質問でこういうことを質問したことがあると思うんですけど、中学生というのは、ほとんど江南市の市民の場合は公立の5つの中学校へ通うので、アンケートをとっていただければ、大体の傾向とかがつかめると思うんですけど、中学校を卒業して高校生、大学生で、20代の前半ぐらいですと、なかなか把握しづらいということがありますので、完璧な方法とかはないですけども、今、答弁にありましたように、新成人とか一定のターゲットを絞って、こちらのほうから出かけていくという、そういう積極的な姿勢で取り組んでいただきたいと思います。

それから、もう1つ質問させてください。

成果報告書の331ページ、332ページのところですが、人事の問題であります。332ページのところに活動指標と掲げられておりまして、懲戒処分と訓告の件数があるんですけど、訓告のほうは内部の話なんで結構ですけど、懲戒処分というのは公表を毎年されているかと思いますが、どのタイミングで

公開、いつごろ公開されているのかということと、懲戒に該当するような理由があると思うんですけど、そうしたことは公開されているんでしょうか。

○秘書政策課長 懲戒処分の公開につきましては、国のほうの人事院のほうで一定の基準がございまして、まず公務上に関する懲戒処分につきましては、免職、停職、減給、戒告、全て公表する必要がございまして。あと、私生活上の問題で懲戒処分を受けた場合は、免職、停職については公表対象になりますけど、減給と戒告については公表対象には至らないということでございます。

そういった位置づけの中で、平成27年度は2件の懲戒処分を行ったところでございます。1件につきましては私生活上の問題でございまして、内容も戒告処分でございましたので、公表対象ではございませんので、公表はしておりません。

もう1件が、これは公務上の懲戒処分で減給処分を行いました。したがって、先ほどの基準で申しますと公表すべきところでございますが、この不祥事については、職員のみならず、いろいろほかの方も関係する事案でございまして、そういった方からも公表は差し控えてほしいという要望をいただいておりますので、市のほうとしましてはそちらを尊重させていただいて、公表のほうは控えさせていただいたということでございます。以上です。

○委員長 きのうちちょっと市のホームページを確認させていただきましたけれども、懲戒処分については平成27年度の公表分まではされていまして。要するに前年度、平成26年度分の問題について公表されていたということで、これが平成27年度分ということで最新の結果だと思っておりますけれども、これが示されたのは、この成果報告書が初めてなんでしょうか。また別のところで既にされていたんでしょうか。ここに示して公表するのが初めてですか。

○秘書政策課長 成果報告書での公表が初めてでございます。

○委員長 まだインターネット上とかにも公表されていないですか。

○秘書政策課長 平成27年度分につきましては、ことしの12月ごろに公表する予定でございます。

○委員長 12月ということでしたけれども、毎年12月とか一定の時期を決めて公表しているんですか、定期的に。

○秘書政策課長　　そうでございます。

○委員長　　わかりました。どうもありがとうございました。

○副委員長　　委員としての御発言が終わりましたので、委員長席をまた委員長にお返しをいたします。

○委員長　　時間をとらせていただきまして、ありがとうございました。

ほかに質疑は皆さんのほうからございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　そうしましたら、質疑も尽きたようでありますので、秘書政策課についてはこれまでといたしまして、続いて総務部のほうに移ってまいりまして、総務部行政経営課について審査を続けていきます。

それでは、行政経営課について審査をいたしますので、当局のほうから補足説明がありましたらお願いいたします。

○行政経営課長　　それでは、行政経営課の所管につきまして説明をさせていただきます。

平成27年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の58ページ、59ページをお願いします。

最初に歳入でございますが、最下段の2款地方譲与税から、62ページ、63ページの中段、10款交通安全対策特別交付金まででございます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

中段、15款財産収入、1項財産運用収入、2目1節利子及び配当金で、行政経営課の江南市財政調整基金利子でございます。

その下段になります15款財産収入、1項財産運用収入、3目1節基金運用収入でございます。

はねていただきまして、84ページ、85ページをお願いいたします。

下段になりますが、18款1項1目繰越金、1節前年度繰越金でございます。

はねていただきまして、94ページ、95ページの下段、20款1項市債、7目1節臨時財政対策債でございます。

続きまして、歳出でございます。

114ページ、115ページをお願いいたします。

中段、2款総務費、1項総務管理費、3目行政経営費から、118ページ、

119ページの上段の備考欄、主要施策成果報告書及び県下各市決算状況調作成事業まででございます。

次に、368ページ、369ページをお願いします。

下段、12款1項1目公債費、そしてその下にあります13款1項1目予備費まででございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

内容として非常に難しい分野だと思いますので。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありませんという声も上がっておりますが、いかがでしょうか。改めて伺いますが。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑がありませんでしたので、続いて税務課についての審査に移ります。

そうしましたら、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○税務課長 それでは、税務課の所管につきまして説明のほうさせていただきますので、歳入歳出決算事項別明細書の58ページ、59ページをお願いしたいと思います。

最初に、歳入でございます。

1款市税につきましては、1項の市民税から下段にございます5項の都市計画税までのうち、現年課税分が税務課所管となります。

次に、飛んでいただきまして、68ページ、69ページをお願いしたいと思います。

上段にございます12款使用料及び手数料、2項1目2節徴税手数料でございます。

次に、飛んでいただきまして、90ページ、91ページをお願いしたいと思います。

19款5項2目12節雑入のうち、備考欄の中段やや下にございます税務課分、

法人税申告書共同発送分担金初め3項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

144ページ、145ページをお願いしたいと思います。

中段でございます2款2項1目の税務費でございます。145ページ右側の備考欄、人件費等から、ずっと進んでいただきまして、151ページ下段でございます備考欄の税諸証明書交付事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○鈴木委員 これは収納部分も今一緒になりましたもんね。違うか。違ったか、まだ。

軽自動車税というのがあると思うんですけども、これについての今の動向を聞かせてもらえませんか。簡潔に。

○税務課長 軽自動車税の動向ということでございますが、主要施策の成果報告書の14ページ、15ページをよろしければ見ていただけたらと思います。成果報告書の14ページ、15ページのところに、税目別の収入の状況ということで掲げてございます。

下段のほうに軽自動車税ということでございまして、現年課税分のところをずっと右のほうに進んでいただきますと、増減額で584万4,655円の対前年の増ということでございます。こちらのほうなんですけれども、軽自動車のうち、自家用乗用車の登録台数が前年と比較しまして769台増加しておるということでございます。769台の軽自動車、自家用乗用車の登録がふえておるということで、ふえておるということでございます。あと、その他はさほど増減がございませんでした。その他の車種はございませんでしたので、そういったことが、動向と言えるかどうかわかりませんが、こういう流れといいますか推移になっておるところでございます。

○鈴木委員 今、こういった市税、国税も含めて、たばこ税はほとんど横ばいかな、横ばいだと思うんだけど。ちょっと減っておるかな。減っておるもんですから、こういったものを含めて、滞納はないと思いますけれども、そういったことを含めて、今、払込方法ですけど、基本的には窓口とか、金融

機関とか、コンビニでも今はできると思うんですけど、そういったものも含めて市民に密着する納税方法ですね、これの状況について、もしわかれば教えてほしいんですが。

○税務課長　　今現在、税の支払い方法は、コンビニとか御紹介いただきましたけれども、現金によるお支払いと、それから口座振替ですね、銀行の口座から引き落としをさせていただくということで、ちょっと御紹介のほうをさせていただきますと、平成27年5月の時点のものが最新でございますので、軽自動車税で申し上げますと、現金で納付いただいておりますのが2万3,438件ということでございます。軽自動車税の現金納付は2万3,438件でございます。これに対しまして口座振替を申し込んでいただいております方の件数が、4,470件ということになっております。

ちなみに、参考までに市県民税も、これは平成27年6月の状況でございますけれども、市県民税の現金でお支払いいただいております件数が1万4,311件、口座引き落としが4,973件というふうになっております。

ちなみに、市県民税につきましては、特別徴収ですね、お給料からの特別徴収、それから年金からの特別徴収がございますので、それを除いた現金と口座引き落としということで、今、御紹介のほうをさせていただきましてけれども、こういったことでまだ口座引き落としでお申し込みいただける方が少ないという状況でございますので、また引き続きPRのほうをしてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○鈴木委員　　参考までに、金融機関だとか、あるいは口座にしても手数料というんですかね、手数料のふえるというかな、手数料がかかっていると思うんですけど、最近、クレジットカードということもよく言われるんですが、そういった取り組みについてはどういうふうな今考え方なんですかね。

○委員長　　暫時休憩します。

午後2時16分　　休　憩

午後2時16分　　開　議

○委員長　　そのほか何かございますか。

○幅委員　　147ページの個人賦課事業の中で、14節の使用料及び賃借料の確定申告会場等借上料という、確定申告を受け付ける会場というのは何カ所ぐ

らいあるんですか。

○税務課長　　今現在は、毎年2月10日過ぎから月末までの間に市民体育会館のほうでやっております。市内ではこちら1カ所だけということでございますので、お願いをいたします。

○幅委員　　そこに訪れる方というのは延べ何人ぐらいなんですか。

○税務課長　　詳しい人数を持ち合わせておりませんが、例年3,000人程度お見えになるということでございます。

○幅委員　　訪れた方は、ここで申告まで完了をほぼされるということですか。

このシステム借上料というのは、要は申告を完了するまでのシステムをそこに持ち込むという、そういう借り上げ料になるわけですか。

○税務課長　　こちら、すぐ下にございますシステム借上料につきましては、電子申告のためのシステム借上料ということでございます。

○幅委員　　電子申告は、ホームページに行けば恐らく誰でもできるので、パソコン1台あれば、システムを持っていく必要はないと思うんですけど。

○税務課長　　大変失礼しました。今、14節にございますシステム借上料は、申しわけありませんが、電子申告を、国税の確定申告をしていただいたのを江南市のシステムに取り込むためのシステムの借り上げということで、12カ月発生をしております。

今の項目のちょっと上のほうに上がっていただきまして、12節の郵便料の下に通信回線料というのがございます。こちらにつきましては、確定申告会場で電子申告をしていただくためにネットにつないだりとか、そういったものの回線が必要になるということで、そういった支出も発生してきておるということでございます。

○幅委員　　体育館でやるというのは、パソコンだけ持ち込めば、国税のシステムに入っていけば、別にお金はかからなという環境の中で、約3,000の方が利用して確定申告をされているという理解でよろしいんですかね。

○税務課長　　そのとおりでございますが、パソコンなんかは税務署のほうを用意していただきますので。ということで、お願いをいたします。

○委員長　　ほかにはございませんか。

○尾関（健）委員　　私も毎年、確定申告の用紙を送ってくるんですが、封筒

にがばっとありまして、1件当たり幾らぐらい費用がかかっておりまして、行きますと、電子申告をされますか「はい」と言うと、ばっと放っちゃうんですね。非常にもったいないんですが、あの改善は考えておられますか。

○税務課長 3税一体といいまして、国税と県税、それから市税ということで、お金のほうは分担し合って負担をしてお送りしておるわけなんですけれども、一度電子申告のほうをしていただきますと、次回からはその方については、電子申告を今後されるという認識のもと、お送りをしないというふうに対応をしておるといところでございます。

○委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 そうしましたら、よろしいでしょうか。委員として発言したいと思しますので、会議規則第118条の規定により、副委員長と交代させていただきます。

ちょっと恐縮ですが、1点のみ確認のために質問させていただきます。

成果報告書14ページ、15ページの一覧にありますとおり、法人市民税の現年課税のところが、平成26年度に比べて八千数百万円減となっております。これは本会議の質疑でも取り上げられたと思いますが、内容が難しかったので、改めて御説明いただきたいと思います。

○税務課長 ただいまの法人市民税の平成27年度が8,400万円ほど減少したということの理由でございませけれども、法人市民税の法人税割のまず税率でございませ。こちらのほうが、標準税率で申し上げますと、12.3%であったものが9.7%に2.6%税率が下がっております。平成26年度の税制改正で2.6%改正されたということでございます。これによる影響額が、本会議のときにも申し上げましたとおり、3,500万円ほどと見込んでおります。先ほどの8,400万円ほど減収になっておるといことでございませるので、差し引きいたしまして4,900万円ほどですか、こちらが法人の業績の低迷によるものではないかというふうにご考慮しております。

○委員長 わかりました。標準税率の変更だけで、これだけの減収になったわけではなく、なかなか企業さんも厳しいということだと思います。どうもありがとうございました。

○副委員長　では、委員としての御発言が終わりましたので、委員長をまたお返しいたします。

○委員長　ほかにございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　そうしましたら、質疑も尽きたようでありますので、続いては収納課のほうに審査を移ります。

そうしましたら、当局より補足説明がありましたらお願いいたします。

○収納課長　よろしくをお願いいたします。

それでは、収納課の所管について御説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、最初に歳入でございます。

決算書、歳入歳出決算事項別明細書の58ページ、59ページをお願いいたします。

1款市税、1項市民税から、下段の5項都市計画税までのうち、2節滞納繰越分でございます。

次に、78ページ、79ページ下段から80ページ、81ページ上段をお願いいたします。

14款県支出金、3項1目1節徴税费委託金でございます。

次に、84ページ、85ページ下段から、はねていただきまして、86ページ、87ページをお願いいたします。

19款諸収入、1項1目1節延滞金でございます。

同ページの中段下の5項1目1節滞納処分費、下段の2目4節土地改良区費徴収交付金でございます。

続きまして、歳出でございます。

恐れ入りますが、150ページ、151ページをお願いいたします。

下のほうにあります2款2項2目収納費、右側備考欄、人件費等、続きまして153ページの備考欄、滞納市税等訪問徴収事業から155ページ下段の備考欄、納税相談事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。質疑はありますか。

- 幅委員 153ページの滞納市税等訪問徴収事業と滞納者対策事業、この滞納者対策事業を見ると、人件費はほとんどなくて、システムとか郵便料とかが大半だと思うんですけれども、結局、人手をかけないとなかなか進まない事業ではないのかなあと思うんですけれども、訪問徴収事業と滞納者対策事業というのは、これはリンクをしているというか、補完をし合ってやっている事業というふうに理解してよろしいのでしょうか。
- 収納課長 訪問徴収事業におきましては徴収員を2名雇っております、家庭を訪問して実施しているのが訪問徴収事業になっております。滞納者対策事業といたしましては、納税催告ということで、納付書の再発行をしたりとか、そういう事業を行っております。催促という形。
- 幅委員 結局、対策といっても、書類だけ送って払ってくれるのであれば、そもそも滞納者には余りならないと思うんで、徴収を促すために、対策として訪問をするなり、電話をするなりなんなり、人手をかけないとなかなか対策にならないんじゃないのかなあというふうに思うんですけど、この中に人件費とかがないので、どういう対策をしているのかなあと。システムだけの対策で効果がどのぐらい期待できるのかなあという疑問と、徴収するというのも、徴収できることは決まってお金をもらいに行くという理解でいいんですかね。どういう、徴収というのは。徴収というのは、要は集金に行くということか、それとも何度も何度も訪問をして、集金できるまで訪問を重ねるといふ事業になるんですか。要は、この2つの事業というのは補完をし合わないと、対策も徴収もできないと思うんですけれども。
- 収納課長 訪問徴収事業というのは、先ほど言いましたが徴収員が2人おります、定期的にお宅に伺って、分納が多いんですけれども、一括でお支払いしていただければ、納付書で納めていただくということが出来るんですけれども、ある程度定期的に訪問をして徴収させていただくことをやっております。

滞納者の対策なんですけれども、以前は訪問とかをしていたんですけれども、今は方法を改めまして、預金調査とか、資産がある方からはきちっと取れるように、先ほど申しました預金とか、そういう調査をいたします。実際、幾らそういうのを調べても、所得とかもなかなか徴収ができないような方の

場合は、いろいろ調査をさせていただいた結果、納税していただけるゆとりがない方に関しては、不納欠損という項目もありますので、そちらで、落とすと言ったら変なんですけど、処分をさせていただいております。

○幅委員　対策としては、何度も訪問してとか家庭環境を調査してというよりは、そういうふうでシステムの的に担税力があるかどうかという確認をするという対策に切りかわってきているということで、この辺の人件費とかはないという理解でいいということですね。

○収納課長　今現在、滞納整理機構というのに加入しているんですけども、そこではそういう新しい手法というのを学びまして、そのほうが、何度訪問しても会えないとか、今はないとかということでは効率も悪いということで、調べて持っている人からは出るということで区分けをして、めり張りのある収納をしております。

○委員長　ほかにございませんか。

○伊神委員　155ページのコンビニ収納事業ですけど、これはここ二、三年、傾向としてふえているのか、横ばいか、どういう状況になっておりますか。

○収納課長　平成26年度のコンビニ収納の件数の合計ですが、これは市県民税と、固定資産税と、軽自動車税の合計ですが、3万8,914件実施しております。平成27年度におきましては4万708件ということで、若干ですが上昇はしております。

○委員長　ほかにございませんか。

先ほど鈴木さん質問されましたが、よろしいですかね。

○幅委員　今の納税推進事業で、口座振替とコンビニ収納で、費用対効果というか、実際の収納できる税金と、かかるコストというのでいくと、どんな費用対効果になるんですかね。コンビニのほうがすごい手数料がかかるというふうに思うんですけども、その辺のコストパフォーマンスはどんな程度なのか、わかれば教えてください。

○収納課長　コンビニにつきましては、1件当たり60.48円の経費がかかります。口座振替は、銀行ですと10.8円で、郵便局、ゆうちょ扱いですと10円の単価になっております。ですので、コンビニよりは口座引き落としが一番、出向いていただかなくてもいいですし、一度契約していただければ、そのま

までできるということで、一番口振りが市としては推進したい方法です。

- 委員長 納付書で払った場合も一緒でしたっけ、銀行、郵便局。
- 収納課長 金融機関とか市役所の窓口で現金で払っていただく分には、経費的にはかかっておりません。
- 委員長 口座振替と一緒にということですか。
- 収納課長 現金の場合は、納付書の場合は、収納課での手数料はお支払いはしておりません。
- 委員長 あとはよろしいでしょうか。ほかに。

- 鈴木委員 教えてほしいんですが、こちらの決算審査意見書の14ページの不納欠損の件についてちょっとお尋ねしたいんですけど、見方が、ちょっと勉強不足で申しわけない、今さらこんなことを言うのは恥ずかしいんですが。

14ページのところに、市税の不納欠損額は1億3,912万8,165円(1,948件)ですというふうに書いてあります。これは、恐らく平成27年度に処理したということですよ。まずね。ここで書いてある区分表、一覧表があるんですけども、そこにある区分の法第15条の7第4項とか、それから法第15号の7第5項、法第18条第1項というふうにそれぞれ分類されてありますが、これの考え方、見方について教えてください。済みません。

- 収納課長 まず、地方税法の第15条の7第4項といいますのは、滞納処分の執行停止を行ってから3年間の状況が変化がなく経過したことにより、その債権を消滅させるということになります。

第15条の7第5項は、滞納処分の執行を停止した後、限定承認や徴収金を徴収できないことが明らかであると、納付の能力がないという場合には、財産なく納付の見込みもないので、直ちに消滅をするものです。

第18条第1項の規定は、時効の中断措置、例えば差し押さえとか、納付制約とか、一時納付を行使することができずに、法定納期限ですね、各税目の第1期分納期限を指しますが、その翌日から5年間の経過をしてしまい時効が成立したものという区分けになっております。

- 委員長 よろしいですか。
- 鈴木委員 わかりました。いずれにしても、不納欠損についても、やむを得ないからそういうふう処理せざるを得ないということですし、一定の努

力は図られて、言うなら、大きく言うと3つの案件に該当する場合は不納欠損ということをするんですが、これはそういった場合、判断というのはこういう法律に基づいて粛々とやられるものなのか、一件一件精査するものなのか、その付近の不納欠損に対する処理の仕方というんですかね、これはどういうふうなものなんですか。

○収納課長　　地区割りで担当がそれぞれいるんですけれども、担当者がいろいろな条件を調べまして、一件一件精査をしております。さっき預金調査とかいろいろすると言っていたんですけれども、そういう調査をしても預金などの財産を見つけることができなかったり、差し押さえをするような資産もないとか、そういうことを全部考慮して、どの項目で落とすかということを精査して作業を進めております。

○鈴木委員　　細々と聞いても、恐らく不納欠損になる前までに、それなりの処置をしていたけれども、こうなってしまったということは理解するところなんですけれども、なかなか払わない、どんどんたまってくる、能力がなくなるということも含めて、今、動向としては不納欠損の今後の見通しというのはどんな感じなんでしょうかね。昨年度はこんな感じだったんですが。

○収納課長　　江南市は今まで、債権があるというか、未納があるということは債権ですので、むやみにそれを放棄するという方針ではなかったんですけれども、今では先ほど言いました財産調査とかをして、現実と言ったら変なんですけど、どれだけその方が負担ができる能力があるかということを見きわめて、財力がないのであれば、もう欠損をしていくということで、計画的と言っては失礼なんですけれども、一件一件丹念に調査をして方向性を導いて、この人はこれ以後も担税力がないとかというふうに判断した場合、不納欠損というふうに実施していくことになります。

○鈴木委員　　非常に難しい、不納欠損というのは本当にやむを得ない処置だということで、また余り残しておくともどんどん膨らんでいきますので、適切にこうやって一定の基準でしていかないと、またいかん話なんですけれども、そのところの判断基準について、しっかりやっていただいていると、今聞きまして、ちゃんと法令に基づいて、要件というかそういったものをきちっと踏まえた上で処理されているというふうに理解したわけなんですけれども、そう

は言うものの、少しでも不納欠損を、減らす方向というのは難しいかもしれませんが、金額が金額だけに、何とか不納欠損に至らない方法も、それなりにいろんな対策があると思いますけど、一層の収納をよろしく願いしたいと思います。この程度にとどめておきます。

○委員長　ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　そうしましたら、質疑も尽きたようでありますので、収納課の審査はこれまでといたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 47 分　休　憩

午後 3 時 02 分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続きまして、総務部総務課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○総務課長　それでは、総務課の所管について御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

決算書の62ページ、63ページをお願いいたします。

下段になりますが、12款 1 項 1 目総務使用料、1 節総務管理使用料、備考欄の総務課分でございます。

少しはねていただきまして、70ページ、71ページをお願いいたします。

下段になりますが、13款 2 項 1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費補助金でございます。

最下段、3 節選挙費補助金でございます。

72ページ、73ページをお願いいたします。

下段になりますが、13款 3 項 1 目総務費委託金、1 節総務管理費委託金でございます。

少しはねていただきまして、80ページ、81ページをお願いいたします。

上段になりますが、14款 3 項 1 目総務費委託金、3 節選挙費委託金でございます。

その下、4節統計調査費委託金でございます。

82ページ、83ページをお願いいたします。

上段になりますが、14款4項6目市町村事務移譲交付金、1節市町村事務移譲交付金でございます。

その下、15款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入でございます。

その下、2節使用料及び賃借料、備考欄の総務課分でございます。

84ページ、85ページをお願いいたします。

上段になりますが、2項2目物品売払収入、1節物品売払収入でございます。

86ページ、87ページをお願いいたします。

下段になりますが、19款5項2目雑入、3節土地改良区総代会総代総選挙費委託金でございます。

88ページ、89ページをお願いいたします。中段になりますが、11節電話料収入、備考欄の総務課分でございます。

90ページ、91ページをお願いいたします。下段になりますが、12節雑入、備考欄の総務課分でございます。

92ページ、93ページをお願いいたします。

下段になりますが、20款1項1目総務債、1節総務管理債でございます。続きまして、歳出でございます。

少しはねていただきまして、118ページ、119ページをお願いいたします。

上段になりますが、2款1項4目行政事務費、備考欄、人件費等から、129ページ、固定資産評価審査委員会事業まででございます。

少しはねていただきまして、160ページ、161ページをお願いいたします。

上段になりますが、2款4項1目選挙費、備考欄、選挙管理委員会事業から167ページの上段、2款5項1目統計調査費、経済センサス事業まででございます。

少しはねていただきまして、368ページ、369ページをお願いいたします。

下段になりますが、11款1項1目庁舎等施設災害復旧費でございます。

以上が歳出でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○幅委員　　どこで質問するか迷ったんで総務課で質問させていただきたいんですけれども、要は施設などの管理事業、総務課でいくと市有財産管理事業、庁舎管理事業という中の12節役務費と13節委託料、これはこの中にもあるんですけれども、いろんな施設の所管というか管理事業で必ず出てくるものなんですけれども、ずうっと私は言っているんですけど、一括して管理できないものなのかなあというふうに思うんですけれども、現在、各課にまたがるこういうものというのはどういう発注の仕方をしているんでしょうかね。各課ごととか、どういうふうに。

○総務課長　　施設管理者ごとで発注をしております。

○幅委員　　こういった同類というか、同じような科目だと思うんですね、役務費とか委託料というのは。これを一括して総務課なりで、全ての公共施設、公有財産の管理について管理をすれば、コスト的に現在のやり方よりは抑えられるんじゃないのかなあというふうに思うんですけれども、そういった可能性というのは考えられないですかね。

○総務課長　　今おっしゃられる管理とはちょっと違うんですけど、清掃の委託業務なんかですと、まとめて本庁舎とどこか、給食センターと体育館とかいって、3つ、4つをまとめて、まとめて4つ、5つの物件にして入札は行っております。それにつきましては、委員さん言われるように、コストを下げるためにやっております。

それともう1つは、1個にまとめてしまいますと、受注の機会が少なくなってしまうということもございますので、江南市全部をまとめるのではなく、4つ、5つの物件で現在は発注しております。

○幅委員　　先ほどの公共事業、体育館のときでも受注機会というお話があったので、その点についてはなるほどなあと思うんですけれども、コストと、そういった機会というか、そういったものをいろいろ勘案していただいて、コストが下がって受注機会もそれほど減らないとか、合理的に発注ができるような余地はないのかというようなことを、ぜひ一度横断的な視点で考えていただきたいなあと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長　ほかにございますか。

○伊神委員　83ページの財産収入のところ、総務課の土地貸付収入とありますけど、これはどこの土地をどこに貸した収入なんですか。

○総務課長　何か所かございますので、代表的なものを御報告させていただきます。

例えば、古知野町花霞にあります愛知県の地盤沈下観測所がございまして、それは前のシルバー人材センターの近くになるんですけど、そちらのほうにありまして、地盤沈下観測所、大気汚染観測所などがありまして、愛知県のほうに貸し付けております。あとが、和田とか宮田、布袋の交番用地のほうを警察のほうに貸し付けております。そのあたりが代表的なものになります。

○委員長　ほかにございますか。

○伊神委員　次の85ページで、物品売払収入21万6,500円ですけど、この物品売り払いというのはどういう内容のものですか。

○総務課長　昨年度、公用車のほうを4台公売しておりまして、その収入になっております。

○鈴木委員　駐車場管理事業についてお尋ねします。127ページ、歳出のほうで確認なんですけど、これは全て市役所周りの駐車場の管理業務だと思えますけれども、これの人数と、どこにどういった人数で、どんな格好での業務管理をしているのか、まずお聞かせください。

○総務課長　駐車場のほうの管理ですが、2人の方で今お願いしております。

昨年度ですと、4人工で、4人の方で2人工ということで、4人の方が交代で1日2人ずつ管理していただいております。

○鈴木委員　そうすると、昨年とは違ってきているということですね。一昨年というかな。

○総務課長　一昨年と同じでした。今年度から2人の方で1日1人で駐車場のほうを管理していただいております。

○鈴木委員　確認なんですけど、今、市役所の駐車場、ちょうど南側、それから西側、南側というのは道の向こうの南側と、それから正面の南側と西側、それから北側とあるんですけど、これを全て2人でやられておるということで解釈してよろしいでしょうか。

- 総務課長 昨年までは2人でやっていただいていたいました。
- 鈴木委員 時間的にはどのような管理業務なんですか。管理のされ方をしているんでしょうか。
- 総務課長 午前8時半から午後4時の間でやっていただいております。
- 鈴木委員 その駐車場の管理というのは、具体的にはどういったような管理内容なんですかね。要するに、よく見ていると、控えておられたりだとか、誘導の部分があたりだとか、具体的な管理マニュアルというかそういうこと、何かそういったことをされているんですか。
- 総務課長 マニュアルは特にございませんが、まず車が入ってこられたときの誘導、それから長い時間とめられて、ひょっとして市役所以外に行かれています方がお見えになるかもしれませんので、時間を区切って、どの車が何時ごろとまっていたとか、その辺を調べまして、ずうっととまっておるような車が続きますと、張り紙等で御注意のほうをさせていただきます。
- 鈴木委員 確認なんですけど、これというのはずうっと以前からこういった格好で2人ないしということで、もう何年も前からずっと継続してやられておった事業なんですかね。そんなことないですよ。
- 総務課長 いったん緊急雇用の関係でそういった方を雇いましたが、その後は耐震工事が始まりまして、駐車場が狭くなったということもありまして、お2人でお願いしておりました。それで耐震工事も昨年度終わりましたので、今年度からお1人の方に今お願いしております。
- 鈴木委員 今はそんなことないと思いますけれども、さっき言ったように、長時間市役所の駐車場を何か別の目的でとめられる方もないとは言いませんけれども、散見された件もありましたので、そういうことも含めて、適宜、2人ということで、もう少し多くの方が携わってみえるかと思ったんですけども、こういった格好でございますので、事故等ないようにしていただければと思っておりますので。ただ、今ある駐車場のスペースがまた広がって守備範囲が広がるということはないと思いますけれども、いずれにしても適切な配置、また場合によったら注意喚起を含めて、そんなことも何かあればいいのかなあと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。
- 委員長 ほかにございますか。

- 宮地委員 鈴木さんと関連したことで聞きたいんですけれども、その下に
来客用駐車場敷地借上料が出ていますけれども、約589万円。これは、場所
は本庁の北側と南側、ほかにもまだ。
- 総務課長 場所につきましては、道路を挟んで南側のほうに33台、それか
ら道路を挟んだ西側の情報センターの隣になりますが、そちらのほうに6台、
あと日本生命の北側になりますけど、あちらのほうに24台、それと名鉄の跡
地のほうにお借りしております。
- 宮地委員 名鉄の跡地と言われると。
- 総務課長 線路際のほうになります。
- 宮地委員 赤童子町藤宮の赤童子東公会堂の。
- 総務課長 はい。
- 宮地委員 これは来客。
- 総務課長 あちらのほうについては、公用車のほうをとめさせてもらって
います。
- 宮地委員 公用車と来客用としてあって、今、公用車の分はまた別じゃな
いのかな。
- 総務課長 こちらのほうで公用車のほうも駐車しております。
- 宮地委員 来客用として帳面は上げているということ。
- 委員長 ほかにございますか。
- 宮地委員 合計63台。1台当たり幾らにするんですか。
- 総務課長 地主さんの関係もございますので、一律の一定の金額ではござ
いませんが、場所によっては4,000円とか5,000円とか、あと台数でお借りす
るんじゃないしに面積でお借りしているところもありますので。
- 宮地委員 それはちょっとアバウト過ぎるんじゃない。普通、駐車場を借
りるといったら、面積で借りるということはあり得ない、一般的常識では。
台数。
- 委員長 暫時休憩します。
- 午後 3 時 22 分 休 憩
- 午後 3 時 25 分 開 議
- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長 駐車場のほうの件につきましては、現在、市役所の道路南側のほうと市役所庁舎北側の臨時駐車場、それから市役所の西側の駐車場、それから鉄道沿いの名鉄の跡地のほうの駐車場を今お借りしております。

○委員長 よろしいですかね。

ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 そうしましたら、質疑も尽きたようでありますので、続きまして会計課について審査いたします。

そうしましたら、当局からを補足説明がありましたらお願いします。

○会計管理者兼会計課長 それでは、会計課の所管につきまして御説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

決算事項別明細書の86ページ、87ページをお願いいたします。

上段の19款2項2目有価証券償還差益、1節有価証券償還差益、右側備考欄の会計課、有価証券償還差益でございます。

次に、90ページ、91ページをお願いいたします。

19款5項2目12節雑入、備考欄下段の会計課の部分、業者用納品書売捌収入と、その下の愛知県証紙売捌手数料でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

142ページ、143ページをお願いいたします。

中段の2款1項7目会計管理費、人件費等から、はねていただきまして、144ページ、145ページ中段、徴税費の前まででございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

そうしましたら、委員として発言したいと思っておりますので、会議規則第118条の規定により、副委員長さんと交代させていただきます。

○副委員長 では、委員長の席に着かせていただきます。

○委員長 歳計現金の問題ですけれども、なかなか債券を購入するのは難し

いというようなことが主要施策の成果報告書の316ページに掲げられていて、そのためペイオフの範囲内で定期預金で運用していくということなんですけれども、市民からお預かりしている税金なので、万が一のことがあってもはいけませんけれども、どうしてもペイオフの範囲内でやらなきゃいけないんですか。

絶対銀行が潰れないということはないですけど、ある程度の銀行だったら、そうそう潰れることはないと思うんで。

○会計管理者兼会計課長 歳計現金などにつきましては、江南市資金管理方針というのを定めておまして、その方針に基づいて管理運用しております。それで、そちらのほうの委員会のほうで、ペイオフ枠を超えて定期預金をするかどうかということも御協議いただきましたところ、安全性を最重要視するというので、ペイオフ枠は遵守していこうという結論に至っております。

○委員長 恐らく自治体によってはペイオフの枠を超えてもやっているところがあると思うんですけれども、またその辺、ほかの自治体の運用の状況だとかもいろいろと調べていただいて研究をしていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○副委員長 では、委員としての発言を終わられましたので、委員長をまたお戻しいたします。

○委員長 貴重な時間、ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて監査委員事務局について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○監査委員事務局長 それでは、監査委員事務局の所管につきまして御説明させていただきます。

歳入はございませんので、歳出について申し上げます。

決算事項別明細書の166ページ、167ページをお願いいたします。

中段の2款6項1目監査委員費でございます。右側の備考欄の人件費等から、次の168ページ、169ページの上段、監査委員会関係事業の愛知県都市監

査委員会事業まででございます。

補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○宮地委員 単純な質問をします。全国都市監査とか、東海地区とか、愛知県に負担金、わずかな金額といえばわずかな金額なんですけれども、出ているわけです。これというのは、全国もそうですし、愛知県も、東海地区もそうなんですけど、フィードバックされるような書類か何か、何らかの勉強ができるものが、書類が送られてくるんですか。単なる納めているだけなのか。

○監査委員事務局長 全国都市監査委員会のほうは、全国で順番に総会と研修会が開かれますので、監査委員2名と私、局長が随行して、その開催される場所まで参ります。ちょうどこの平成27年度につきましては徳島市で開催されましたので、監査委員2名とともに出張させていただきました。

あと、次の東海地区については、負担金を払うのみで会議のほうは参加しておりませんが、愛知県の都市監査委員会のほうには、名古屋市で昨年開催されましたが、監査委員とともに出席をさせていただいております。

○宮地委員 私が聞きたかったのは、総会があるかないかじゃなくて、この負担金を払うことによってどういうメリットがあるかな。単なる総会の案内だけだったら。

○監査委員事務局長 今ちょっと総会と申しましたけれども、総会とともに研修会がそこで開催されますので、国の方とか先進事例の方とかの研修をさせていただくなども入っております。

○宮地委員 当然、東海地区も、愛知県もという意味合いがあるんですか。

○監査委員事務局長 先ほど申しましたように、会議のほうは東海地区のほうは出席をしますが、総会資料とともに研修の資料を送ってまいります。

愛知県のほうにつきましては、総会とともに研修で講師を招いて説明会等、研修会等も開かれますので、そちらのほうで勉強してまいるというか、研修してまいるという形になっております。

○宮地委員 そういった中身があれば、負担金もやむを得ないかなあと思う

んですけれども、ありがとうございました。

○委員長　ほかにございませんか。

○尾関（健）委員　167ページの参考図書というのが毎年あるんですが、現在、アマゾンなんかも通販でいっぱい出るんですね。これは毎年発行されるものですので、そういったアマゾンとか通販での検討ですね、そういったことはされたことはあるんでしょうか。

○監査委員事務局長　参考程度に出版された冊子のパンフレット等を見るものですから、そこで参考に、ホームページとかも参考に、いい本がないかということで購入はしておりますが、実際、昨年買いましたのは1冊のみで、自治体職員のための財務の知識的なもの本を1冊買いました。これは普通に、あっせん図書みたいな形で買ってはおります。ですから、参考にアマゾン等は使わせてはいただいておりますが、直接、昨年については、それでは買っていないという。

○委員長　ほかにございますか。

○幅委員　成果報告書の中で、決算審査における意見等指摘件数という指標名があるんですけれども、実数値7というふうにあるんです。これはどういう指摘が7件あったのかというのは、どこかの資料に載っているんですか。

○監査委員事務局長　これは昨年でございまして、ことしですと、資料の中に江南市決算審査意見書というのがことしもございまして、参考に見ていただきますと、その今年度、平成27年度については、一般会計・特別会計で5項目、ページ数でいいますと64ページから67ページまで、結びというところが意見書にございまして、一般会計については要望事項的なものとして監査委員の意見として1から5まで、それから水道のほうはまた後ろにございまして、115ページ、116ページという形で3件、合計、ことしにつきましては5件と3件で8件という形になります。昨年は1つ少なかったものですから、7件ということで御理解願えればと思います。

○委員長　ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて消防本部の総務予防課について審査をいたします。

そうしましたら、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務予防課長 では、私のほうから、決算審査につきまして、消防本部総務予防課につきまして御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

歳入歳出決算書66ページ、67ページをお願いいたします。

中段でございます12款1項6目1節消防使用料、備考欄にあります総務予防課、消防施設目的外使用料でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

上段にあります同じく12款2項6目1節消防手数料、備考欄にあります総務予防課、危険物施設設置（変更）許可検査等手数料と煙火消費許可申請手数料でございます。

はねていただきまして、78ページ、79ページをお願いいたします。

下段にあります14款2項6目1節消防費補助金、備考欄にあります総務予防課、南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金でございます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

中段でございます15款1項1目2節使用料及び賃借料、備考欄、総務予防課、消防庁舎自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、88ページ、89ページをお願いいたします。

中段でございます19款5項2目9節公務災害補償基金支出金、備考欄でございます総務予防課、消防団員等公務災害補償基金支出金でございます。

続いて、90ページ、91ページをお願いいたします。

下段でございます12節雑入で、備考欄にあります総務予防課、コピー等実費徴収金、コミュニティ助成事業助成金、全国消防グループ保険事務費負担金、愛知県消防協会支部等運営事務費助成金、自動車損害賠償責任保険解約払戻金、尾張水害予防組合水防団出動手当、はねていただきまして、93ページ上段、備考欄にあります自動車リサイクル手数料払戻金、自動車損害共済解約払戻金、派遣職員給与費等愛知県防災ヘリコプター運営協議会負担金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、286ページ、287ページをお願いいたします。

中段にございます9款消防費、1項消防費、1目総務予防費、人件費等から、少し飛びますが、301ページ中段にあります液化石油ガス届出受理等事業、19節負担金、補助及び交付金まででございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊神委員　289ページの上段の救急救命士養成事業、これは毎年1人ずつですよね、派遣されているのは。と思いますけど、今、全員で何人その資格を持っておられますか。

○総務予防課長　現在ですと、救命士は26名。

○伊神委員　26名ということで、私が予測しておったより大分多くなっておられると思いますが、これもまだまだ継続してずっと毎年行われる事業ですね。

○総務予防課長　そのとおりでございます。ことしも1名、名古屋市の救命救急センターのほうに研修に行っております。来年も出張させるつもりです。

○伊神委員　全体で何割ぐらいで、これで。26名ということは、何割ぐらいの方になりますか。約でいいですよ。

○総務予防課長　救命士は職員106名の中で26名おりますが、運用救命士としては、実際に署のほうで出ていっていただきますのは17名で、通信に入ったりですとか日勤のほうにかわったりとかして減っておりますので、署の分を17で割った数になりますので……。

○委員長　暫時休憩します。

午後3時51分　休　憩

午後3時51分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。

総務予防課長、答弁をお願いいたします。

○総務予防課長　約20%になります。

○委員長　ほかにございませんか。

- 宮地委員 293ページの中段にあるテレドーム回線料というのはどういったものなのか、またどういったときに使うものなのか教えてください。
- 総務予防課長 市民の方からの火災等の問い合わせのダイヤルになります。0180—955—570を回していただきますと……。ごめんさない、0180—995—570、これをかけていただきますと、現在どこで火災が発生しているかという音声流れます。流れるシステム、テレドーム。
- 宮地委員 火災の場所が聞けるということですか。
- 総務予防課長 住所まで言いません。大字名まで案内をさせていただいております。
- 宮地委員 その番号というのは、一般誰しもわかるわけですか。私、知らないんですけど、初めて聞いたんで、この番号。広報か何かで知らされている。
- 委員長 暫時休憩します。

午後3時55分 休憩

午後3時57分 開議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 休憩前の宮地委員の質疑に対しての答弁を、総務予防課長さんお願いします。
- 総務予防課長 市民の方への案内をさせていただいております、テレドームにありましては。火災のですね。救急はありませんので、火災の案内をさせていただいております。
- 委員長 ということです。ほかにございますか。
- 質疑はありませんでしょうか、ほかに。
- よろしいでしょうか。
- 〔「ありません」と呼ぶ者あり〕
- 委員長 ほかに質疑もないようでありますので、質疑はこの程度にとどめまして、続いて消防署について審査をいたします。
- そうしましたら、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。
- 消防署長 消防本部消防署所管の歳入歳出決算につきまして御説明を申し上げます。

歳入について御説明申し上げますので、事項別明細書94ページ、95ページをお願いいたします。

上段にございます20款1項5目消防債、内容につきましては95ページ備考欄、消防救急無線デジタル化等整備事業債でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、300ページ、301ページをお願いいたします。

中段にございます9款1項2目消防署費から、310ページ、311ページの上段、教育費の前まででございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　ということで、これより質疑に入りますが、質疑はありませんでしょうか。

○伊神委員　　303ページの下段のところで防火水槽震災対応化事業ということで194万4,000円上がっていますが、この進捗状況といいますか、どの程度この耐震というのが完成してきておりますでしょうか。

○消防署長　　まず、委員お尋ねの防火水槽震災対応化事業でございますが、主要施策の成果報告書のほうの91ページのほうをお願いいたします。こちらのほうに、防火水槽震災対応化のほうの概要を載せさせていただいております。

消防署といたしましては、全部で20基計画をさせていただいております。そのうち、平成27年度に1基、平成28年度に1基、平成29年度までは各1基ずつという計画をさせていただいております。平成30年度以降にありましては、まだ未定ということで、よろしく申し上げます。

○伊神委員　　まだことし入れて2基ということですね。

○消防署長　　はい、さようです。

○尾関（健）委員　　出初式へ行きますと、おいしいお餅といただくんですが、あれはどこに入っておるんですか。あれは幾らぐらいかかっておるんでしょう。

○消防署長　　303ページにございます式典事業、こちらのほうで費用を賄わせていただいております。

ちなみに、ほとんどうちのほうは燃料代だけでございまして、あとの材料

費というのは消防団の方からの。

○宮地委員 305ページの中段ちょい下のところなんですけれども、救急救命士等病院実習事業。いいですね、これ、質問しても。

○委員長 はい。

○宮地委員 この中で2つ上げられているんですけれども、救急救命士等病院実習と、それから就業前研修委託料としてあるんですけれども、これはどんな、中身を知りたいんですけど。

○消防署長 まず、中身でございますが、救急救命士等病院実習委託料といたしまして、まず1つ目は救急救命士の病院実習の再教育でございます。この内訳が、1日の医師指導料ですね、こちらのほうを委託しております、これが28日間という契約になっております。

ちなみに、病院研修というのは、毎年、救命士のほうが24時間ずつ病院研修をなさいという規定があるものですから、どうしても1人とか2人とかという組み合わせによりまして、この28日という数字で契約させていただいております。

あと、それ以外に病院のほうに必要になります雑費ということで、救命士17名の再教育に対しまして1人頭3,000円ということで33万1,000円の費用、それと救命士ではなくて救急隊員の資格を取るための病院実習というのもございまして、こちらのほうが同じく医師の指導委託なんですけど、1時間当たり4,000円掛ける7時間の研修プラス同じく病院のほうの実費経費負担ということで3,000円、これが平成27年度にありましては3名研修を受けておりますので、9万3,000円ということになります。

あともう1つ、救急救命士就業前研修委託料ということで、実際に救命士になる前の病院実習というのがございまして、こちらのほうは1日当たり1万円掛ける20日間、同じく救命士1名の病院側の経費負担ということで、20万3,000円というふうになっております。

○宮地委員 同じく同じページ、305ページで、消防職員被服等貸与としてあるんですけれども、これは救急救命士とか消防士が出動するときの服なのか、ほとんど事務的にやってみえるときも着てみえる方もありますよね。そういう服の貸与品なのかお聞きしたい。

○消防署長　この被服に関しましては、感染防護服という救急隊が上に着ているブルーと白っぽいものでして、救急隊員の身を守るための専用の服でございます。

○宮地委員　それはわかりました。ありがとうございます。

火災のときに着ていく服なんかは、あれは貸与じゃなくて備品か何かで持っているんですか。

○消防署長　その他の隊員の被服につきましては、総務予防課のほうの隊員貸与被服ということで予算しております。

○委員長　ほかに皆さん、ございませんでしょうか。

よろしいですかね。

[挙手する者なし]

○委員長　そうしましたら、質疑も尽きたようでありますので、消防署の審査はこれで終わらせていただきます。

それで、これをもちまして、以上をもって全ての部課の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 12 分　休　憩

午後 4 時 12 分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第96号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上をもちまして当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 14 分　休　憩

午後 4 時 24 分　開　議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

行政視察について

○委員長 続きまして、行政視察についてを議題といたします。

既に皆さんのお手元にA4、1枚の視察案をお配りしておりますので、こちらをごらんください。

この行政視察の件につきましては、去る6月の委員会におきまして正・副委員長に一任いただいております。いろいろ検討をいたしました結果、本日、この紙面に記載のとおり報告させていただきます。

まず、日程は、10月24日月曜日から26日までの2泊3日であります。

視察先と調査内容につきましては、10月24日月曜日は兵庫県尼崎市で尼崎市・伊丹市消防指令センターについて、翌25日火曜日は広島県東広島市で東広島市シティプロモーション戦略プランについて、最終日の26日水曜日は大阪府枚方市で危機管理監についてをそれぞれ調査いたします。

このような内容で進めていきたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。それでは、このとおりやらさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、視察に関係した詳細な資料ですとか日程につきましては、来月の中旬までに事務局から皆さんのもとに届けさせていただきますので、当日お持ちくださいますようお願いをいたします。

常任委員会の研修会について

○委員長 続きまして、常任委員会の研修会についてを議題といたします。

この件につきましては6月の委員会でも議題とし、御意見や御提案を事務局までお知らせいただくようになっておりましたが、現在のところ出てきておりません。

そこで、私のほうで検討させていただきましたところ、きょうお配りするものはありませんが、白石 孝さんという方に講師をお願いしたいと思っております。白石 孝さんという方は、東京都にお住まいの方で、元荒川区役所の職員組合の書記長を務められた方で、現在はNPO法人官製ワーキングプア研究会の理事長をお務めの方で、地方自治体における非正規の公務員、パートですとか、臨時とか、嘱託とかいろいろな身分がありますけれども、そうしたことに大変詳しい方で、処遇改善の問題などについてもいろいろな知見のある方です。

それで、私のほうからちょっと提案をさせていただきたいのですが、もしその方でいいということであれば、11月に入ってから研修の機会を持ちたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔発言する者あり〕

○委員長 白石さんの都合もありますし、こちらの議会の日程の都合もあるので、今お話しできる限りで申し上げますと、11月6日に意見交換会、市民との交換会がありますが、それが終わってからですと7日から9日がありますが、一応会派の視察もできる日程ということで押さえてあります。今のところ、どなたも視察に出かける予定があるとは聞いておりませんが、11月8日には愛北広域の組合のほうでの勉強会が午後から夕方にかけて予定されております。

あと、11月12日に会派の説明会の予定も入ってくると聞いております。

あと、11月18日ですけど、この日は何もありません。あいております。

済みません、その日は午前中、ちょっと私が都合が悪いので、午後からでしたら皆さんもあいております。そのあたりで大体決めていただければ、あとは細かい調整は、こちらと事務局のほうでさせていただきます。

繰り返しますけれども、11月7日月曜日から9日水曜日までのどこかの時間帯で、ただし11月8日午後3時からだったと思うんですけども、午後3時から5時が愛北広域の勉強会が入っています。それか11月11日の会派説明会の後ということで、午後からになると思いますが、そこでやるか、11月18日の午後か。

〔発言する者あり〕

○委員長　　そうすると、この議会の日程と、あと講師の都合も聞いて決めさせていただくということで、よろしいですかね。

ちょっと確認でもう一度伺いますけれども、講師の方の都合もありますので、その場合は日程やテーマですね、細かい点につきましては正・副委員長のほうに御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　ということで、また詳細をこちらのほうで決めさせていただいて、皆さんにお知らせ、御案内をさせていただきますので、ぜひ御参加くださいますよう、よろしく願いいたします。

当局の幹部職員の皆さんも、お時間がありましたら、この研修会のほうに御参加いただきますよう、よろしく願いいたします。

じゃあ、この件についてはよろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　そうしましたら、次に参ります。

市民と議会との意見交換会について

○委員長　　市民と議会との意見交換会ということで、これを議題といたします。

この件につきましては、6月の委員会において皆様方から御意見を頂戴し、その後調整を図ってまいりました。その結果を報告させていただきます。

日程は、先ほど申し上げましたが、11月6日日曜日午後であります。開催場所は市民体育会館大会議室ということであります。午後からやるということは決めておりますが、開催の時間帯、何時から何時までということはまだ決めておりませんので、ここで調整をしてまいりたいと思います。

続いて、皆さんのほうで検討いただきたいのはテーマですね、何か適切なテーマがあれば、御意見、御要望をいただきたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

暫時休憩します。

午後 4 時 32 分 休 憩

午後 4 時 39 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

済みません、時間を頂戴いたしました。

日程案でありますけれども、11月6日日曜日の午後ということは決まっておりましたが、時間帯ですが午後1時半から3時半ぐらいまでということにいたします。

それから、テーマであります。休憩時間中もいろいろお話を聞かせていただきましたが、例えば防災についてですとか、これからのまちづくりについてとか、あるいは安心・安全なまちづくりについてというように、いろんな角度から意見、要望が出しやすいようなテーマにしたかどうかということで皆さんからお話いただきましたので、詳細なテーマについては、今ここでネーミングですとか、そういうことも含めて決めてしまうということは、ちょっと時間的にも難しいかと思っておりますので、まだ開催までに時間がありますので、正・副委員長のほうに御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、そのようにさせていただきます。また後日皆さんに報告をさせていただいて、御案内もさせていただくということにさせていただきます。

なお、あわせて、広報「こうなん」への掲載内容や地区の回覧、チラシの作成につきましても、正・副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、そのように決めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

あと何かありますか、この視察の件と研修。よろしいですかね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

きょう朝9時から、昼休みを挟んでずっと委員会審査を進めてまいりました。皆さんの御協力もありまして委員会は無事に1日で終了いたしましたので、どうも御協力いただきましてありがとうございました。長時間お疲れさまでございました。

それでは、これをもちまして委員会を閉会とさせていただきます。

午後4時41分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 山 登志浩

総務副委員長 幅 章 郎